

平成 2 3 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・招 集 平成23年 6 月21日
- ・開 会 平成23年 6 月21日
- ・閉 会 平成23年 6 月22日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長職務代理者
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		建設課長
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成23年第2回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、7番、松岡克美議員及び8番、深川昇議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
本定例会を開催するに当たり、去る6月15日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が3人、町長から提出されております案件が14件であります。
議会提出案件として、農業委員会委員の推薦、財団法人等からの経営状況についての報告等が予定されております。
したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断しまして、本定例会の会期は、本日6月21日に開会して、6月22日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から6月22日までの2日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとお
りあります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、
御了承を願います。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成23年第2回大空町議会定例会に当たり、行政報告を行います。

3月22日、大空町青少年問題協議会を開催いたしました。各学校における児童生
徒の状況報告など、また、不審者の情報、対応方針などについて協議を行ったところ
でございます。

3月23日、定住自立圏形成協定調印式が網走市で行われ、出席をいたしました。
前段、議決をいただいた案件についての調印式でございます。現在、共生ビジョン懇
談会において具体的な内容の精査中でございます。

3月23日から3月24日、札幌市で水土里ネット北海道通常総会が開催され、出
席をいたしました。平成23年度の事業計画、予算を決定するとともに、東日本大震
災復興支援の決議を行ったところであります。

3月29日、大空町水田農業推進協議会を開催いたしました。担い手の要件につい
て、出席者の皆さんから御意見をいただいたところであります。また、主食用米の配
分方針などについて、説明をさせていただきました。さらに、この協議会の今後のあ
り方などについて、出席の皆さんから御意見をいただいたところでございます。

3月31日、大空町商工会開所式が行われ、出席いたしました。5年間の協議に対し敬意を表しますとともに、誕生に当たり祝意を述べさせていただいたところであります。

4月15日から17日の出張の間、札幌市におきまして札幌東藻琴会に参加をいたしました。当日、44名の御出席がございました。

4月27日、公立高等学校配置計画地域別検討協議会が網走市で開催され、出席いたしました。北海道教育委員会に対しまして、地域の側に立って高校のあり方ということについてアドバイスをお願いしたところであります。

同日、まちづくり住民懇談会に出席いたしました。道の駅の構想の議論に当たり、私自身の考え方などを説明させていただいたところでございます。

5月11日、北海道電気保安協会との災害時協力協定に対して調印式を行いました。これは、災害時に電気設備の優先的な点検を行っていただけるとような内容になってございます。

5月13日から14日、オホーツク町村会臨時総会が北見市で開催され、出席いたしました。今回、会長に田原雄武町長を選出をいたし、また、各3つある委員会等の委員構成について決定したところでございます。

あわせて同日、北海道国民健康保険連合会オホーツク支部定期総会が、同じ会場で開催されております。平成23年度の事業計画、予算の審議、また、支部長に林小清水町町長を選出したところでございます。

5月17日、大空町水田農業推進協議会、さらにその後段、大空町の農業再生協議会設立総会を開催してございます。この水田農業推進協議会を発展的に組織を改編をいたし、そして農業再生協議会を設立したところであります。この農業再生協議会の内部に水田農業推進協議会を包含するというような形としたところでございます。

5月20日、大空町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。平成23年の国保の税率について諮問を申し上げ、答申いただいたところでございます。

5月24日、大空町交通安全防犯推進委員会総会を開催いたしました。予算、決算のことについて御協議、御決定をいただくとともに、不審者警戒、また、防犯パトロールについてお願いをしたところでございます。

5月25日から27日までの札幌市への出張に際しまして、北海道町村会定期総会に出席いたしました。役員改選が行われまして、寺島乙部町長が会長に再任をされております。また、復興に当たっての決議のほか、政務活動方針を決定したところでございます。

同じ日に、北海道電子自治体共同運営協議会が札幌市で開催され、出席いたしました。役員の選任、また、事業の実績、計画、決算、予算の承認等を行ったところでございます。

さらに、北海道酪農振興町村長会議が、これもこの期間、札幌市で開催されております。役員改選のほか、事業の実績、計画、決算、予算を決定するとともに、この会議終了後、北海道からの情報提供を受け、研修会を開催したところでございます。

5月30日から6月1日、東京方面に出張いたしまして、稲城市長表敬訪問をさせていただきました。新高橋市長に当選のお祝いを述べるとともに、今年度の交流につ

いて懇談させていただきました。

裏面にまいりまして、6月1日、オホーツク圏活性化期成会定期総会が北見市で開催されました。役員改選が行われ、会長には水谷網走市長が選出されております。私自身は、農林水産専門委員会に属するということになりました。また、この定期総会の中で、今後の中国市場の調査を行っていかうではないか、そのような意見が出されたところであります。

6月6日、7日、札幌市に出張をいたしまして、札幌女満別会に参加させていただきました。当日は39名の出席でございました。

6月8日、東藻琴地域審議会を開催いたしました。防災体制のあり方、訓練の充実などについて意見をいただいたところでございます。

6月9日、大空町行政改革推進委員会を開催いたしました。本年度、計画の見直しを予定している関係から、この委員会を開催するとともに、今後のスケジュール等について説明をさせていただきました。

同日、大空町家畜伝染病防疫対策協議会を開催いたしました。口蹄疫、鳥インフルエンザ、ヨーネ病などにおける町の現状等、また、対応について説明させていただいたところであります。

同日、大空町畜産振興協議会を開催いたしました。前段の伝染病の関係などについて説明するとともに、畜産の振興対策、また、住吉牧野のあり方などについて意見をいただいたところでございます。

6月10日、女満別地域審議会を開催いたしました。ごみ分別の窓口指導、信号機の設置要望、和牛の振興、災害時の体制、対応などについて意見をいただいたところでございます。

6月13日、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催をされ、平成22年度の事業報告、決算を認定したところであります。さらにこの後、各委員会が開催をされまして、本年度の活動方針などについて協議を行ったところでございます。

6月14日から17日、国際チャーター便誘致活動の一環といたしまして、台湾を訪問させていただきました。復興航空、中華航空、旅行会社などに対して、受入体制の充実、そういったものをアピールさせていただき、説明させていただいたところであります。また、地元のマスコミの方々にお集まりいただいて、この地域が安全であるということのPRを兼ねた記者会見を行ったところであります。さらに、立法院の王委員長との懇談という機会もいただき、この地域に対する協力をお願いするとともに、5月に立法院の皆さんがこの北海道を訪れてくださったことに対するお礼を述べさせていただきましたところであります。

以上、長くなりました。行政報告といたします。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

2 番、中堀君子議員。

◇中堀議員 おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

去る6月10日から11日にかけて発生いたしました降ひょう、豪雨による被害を受けられた女満別地区及び東藻琴地区の皆様、大変でございました。心よりお見舞いを申し上げます。

また、東日本大震災が発生しまして、100日が過ぎました。とうとい命を落とされた方々に対して御冥福をお祈りするとともに、いまだ生死のわからない方たちが、一日も早く御家族の皆様のもとにお帰りになれるようお祈りを申し上げます。また、被災地の復旧活動、支援活動に従事されている私ども大空町の消防関係、自治体関係、心ある町民の方たち、国内外の多くの方々に対して、深い敬意を表するものであります。

通告に従いまして、お伺いをいたします。

まず、我が町の防災対策でございます。忘れたころにやってくるもの、災害であったり、危険や盗難だったり、交通事故とか人の心に油断のできたころにやってくるものと、自然災害だって前ぶれもなくやってきて、私どもを苦しめております。

去る6月5日、女満別消防団の演習が整然ととり行われ、常日ごろの訓練の結果と感銘を受けました。また、一昨日、6月19日、網走支部部分会の演習も行われ、そのスケールの大きさを肌で感じておりました。当然大空町消防の方たちも、きびきびと参加しておりました。しかし、あくまでも訓練であり、何か事が起こったら、あったら、私も含めて町民はどう行動するかと考えたとき、背筋に冷たいものを感じました。

私のめいが、去る3月11日、岩手県大槌町で被災をいたしました。家も工場も大津波で流され、一家5人、何も持たずに命からがら逃げ延びたそうです。おじいちゃんは足が不自由で1人で歩くこともできず、おばあちゃんは外出をしておうちにおらず、めいは妊婦で、診察のため病院へ行き、3歳8カ月になる息子は保育園で、保母さんの機転で裏山へ逃れ、自営業の夫がおじいちゃんをおんぶして高台へ逃げたのだそうです。運よく家族5人無事に助かったといっても、翌日に集まる場所、家族が日ごろ打ち合わせをしている落ち合う場所で会えたと、泣きながら電話がつながったと私の妹から連絡が入りました。4歳に近い子は、きょう現在、今現在でも津波の怖さがあり、「海に近づいたらいけないんだよ、おばあちゃん。」と、夜になると夢の中でも「ママ、津波だよ。お山へ逃げよう。」と寝言を言うのだそうです。常日ごろ、家族で被災したときは必ず落ち合う場所を決めておくことの大切さを、私はこの家族から教えられました。

特に我が町は、地震や津波が少ないということで、町民の方たちとお話をしても、不安感を持っている方が大変少のうございます。大したことないよ、女満別は地震なんか来ないし、津波だって来ないもの、という方たちが、多いのであります。

しかし、皆さん、空港があり、私どもの頭の上を飛行機が飛び、テレビやラジオ、新聞等では、必ずと言っていいほどテロのニュースが流れております。あってはいけないことで、万が一にもその頭の上で飛んでいる飛行機に自爆テロリストが乗っていたら、我が町はどうなるでしょう。こんなことを考えるのは、私一人でございませ

うか。

また、6月10日のひょうのように、このひょうとか竜巻とかは通り道があり、それが竜巻で、私だったらどうなっていたのだろうということは、本当に私はおかしいのでしょうか。

日常生活の中で、幼いお子さんからお年寄りまで、防災に対する教育が必要になってきていることを実感いたしております。大空町には、地域防災計画とか水防計画という大変立派な計画書がありますが、私などは災害に対応する国や北海道の指針なのかなど、はっきり言いまして難しゅうございます。

通告をいたしました自治会組織の活用でございますが、ある町内会の方が私に話してくださったことは、4月の広報で町長は、250枚の毛布等を東日本の被災地へ送ったとありますけれども、250枚は1つの町内会かい、それとも大空町全体かい、と聞かれ、私は恥ずかしながら、大空町だけではないですか、というふうに答えました。どこに保管しているのだ、きっと、役場の地下だと思えますけれども、というぐらいいしか答えられず、きちんと調べまして、後ほどお知らせをいたします、とお答えいたしました。

そのAさんの提案は、自治会の希望する班ごとに、スーパーハウスのように小さな建物を置き、各班で毛布や食料、水などを管理する。あいているときには、近所のお年寄りや子供たち、若いお母さんたちの集まる場所として使わせてもらえないものだろうか。そういった集まりの中で、防災の話をしたり子育ての話をする。高齢者は、デイサービスといいまして、バスがおうちまで迎えに来て、またお送りしていく。しかし、デイサービスに行けない、いわゆる私のように若いおばあちゃんもいるはずで、そういう方たちが、何にもせずにおうちの中で畑の草をむしったりしているというだけでは、話は広がらないということから、そのAさんはぜひそういうことを、幼い子供たちに、みずからの命はみずからが守るということ、学校や教育で教わらないことを教え合いたいとのことでした。

防災について長々とお話をさせていただきましたが、各班で自分たちのことをお考えになっている方たち、特に集会所まで遠い方たちへの御配慮をお願いいたしまして、次に移ります。

郷土資料館について。大空町には、誇るべき埋蔵文化財があるやに聞いております。私は不勉強で、それがどれほどのものかわかりませんでした。でも、我が家にお泊りくださったお客様は、すばらしいものだと絶賛してくださいました。東京都のある大学の考古学の先生だそうです。かれこれ10年ほど前のことでございますが、日曜の午後にもかかわらず、当時の役場の担当の方が研修会館の2階や埋蔵地を案内してくださり、私もそのとき、初めて見させていただきました。十年一昔と言いますが、今現在もあのころのように、昔の古い道具とか埋蔵文化財などは、日の目を見ずにひっそりと置かれています。子供たちは、昔の生活を教えられ、お年寄りは昔を懐かしむ、そんな展示の仕方を工夫してみるお考えはおありでしょうか。

また、大空町には、こういった展示物を管理したり整理のできる学芸員を常駐するお考えはありませんか。お答えをいただいて、次に移ります。

街路樹の伐採についてでございます。5月28日の北海道新聞を開きまして、私は

うんと思わずうなり声を上げました。それは、粗大ごみとして捨てられていた自転車を、ごみ処理場の職員が部品を集めて修理をし、公用自転車として再利用した。CO₂を減らして温暖化防止云々と、新聞には出ておりました。その以前、4月には電気自動車を導入して、温暖効果ガス抑制につながれば、と、こんなすばらしいコメントをしながら樹木を伐採してしまっている。全く反比例するような行動に、私は怒りを覚えました。

近年、シラカバ花粉が発生したとか、秋になると落ち葉が飛んでくるとか、町民からいろんな苦情が来ます。私は、その都度落ち葉を集めて畑に埋めておいて腐葉土をつくりましょうよ。私も花粉症です。つい先日まで目や鼻がむずむずするけれども、ちょっと我慢して頑張りましょう。お互いに気をつけ合って、落ち葉を掃き集めて腐葉土をつくり、きれいなまちづくりをしましょうよ。納得をしてくださっているかどうかわかりませんが、そういった方はうんうんとうなずいてくださいました。ひとりよがりでしょうか。

そこで、関係する方々にお願いでございます。樹木を切る前に、植林をしていたきたい。そして、危険な箇所、古くなった年老いた樹木を切るのならば、何十年前に植林をした人たちに対しても、申し開きが立つのではないのでしょうか。我が町には、十数年も前から北海道千本桜運動という会にかかわり、苗木をつくり育て、各地に送り続けている方がいらっしゃる、これも北海道新聞で報道されておりました。苗木をつくり、植林をする人もいれば、樹木をばっさり切ってしまうなけいばいけないという人もおります。職務上やむを得ないことですが、木は泣いていると思います。CO₂云々、温暖化云々と言いますが、樹木が、木があることで、私たちの生活にどれほどの潤いが与えられているかを考えていきたいと思っています。

最後になりましたが、町村合併のあのメロディーを。去る3月5日、東藻琴村と女満別町の町村合併5周年を祝う町民舞台が、大勢の人たちの参加で盛大にとり行われました。町長を初め、職員の方々、昨年から準備をしてくださったものと思います。この議場内にいらっしゃる皆さんも、私を初め何人かの方たちはこの舞台にかかわりを持って参加をしていただきました。昼の部、夜の部ともに、最後のフィナーレの幕がおおりてもお客様の拍手が鳴りやまず、その感激は74年生きてきて初めて味わわせていただきました。

しかし、舞台が終わって4カ月になろうとしております。我が町にも、いろんな行事やイベントがございました。その都度、あのすばらしい大空町賛歌「遙かなる大地の詩」のメロディーは、一度も聞こえてきません。作詞は町内在住の元教育長さん、作曲は前田昌利先生と伺っております。著作権とか難しいこともあるのかと思いますが、そのあたりをクリアして、ぜひ役場庁舎内のBGMとか、イベントの折には使えるよう努力を望むものであります。このメロディーを残すのは、合併時に行政にかかわった町民の務めではないのでしょうか。私は、そのメロディーを歌った者の一人として、ぜひ残していただきたいというふうに思っております。

御清聴ありがとうございました。

◇議 長 暑い方は上着を脱いでよろしいです。

山下町長。

◇町 長 中堀議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと思います。

大空町には空港があり、航空機事故の想定も当然していかなくてはなりません。北海道が主体となりまして、女満別空港緊急計画というものを定めてございます。そういったものによりまして、女満別空港消火救難総合訓練なども実施をされている状況であります。この計画の中では、航空機事故対策現地本部、合同本部というものをつくることとなっております。事故があった場合、また、想定される場合にこういった合同本部が設立されるわけでありますけれども、その中で大空町の役割が書かれてございます。それは、大空町の防災計画の活動を行うことということと、遺体などが出た場合については、その遺体の収容所の確保を大空町が行うということが規定されてございます。

では、大空町の地域防災計画の中で、航空機事故等が発生した場合、どのような活動をするかということでありますけれども、1つには消火活動がございします。これは、当然網走地区消防組合や、そのほか近隣の消防機関に出動を要請して消火活動を行う。もう一つは、救助、救出活動がございします。これらは、必要に応じて自衛隊の皆さんの派遣などを要請して対応するということにもなろうかと思ひます。3つ目は、負傷した方々、そういった方々の救護活動がございします。医師会の皆さんと連携をして、そういった救護活動をする。これらが、航空機事故を想定したときの大空町の役割となっております。当然、どこでそういった事故が起こるか、わからないわけでありますけれども、町民の皆さんにぜひお願いをしたいということは、そういった事故現場にまず近づかない、二次的な災害を防ぐということで、そのことをぜひともお願いを申し上げたい、そのように考えております。

また、それ以外の大空町におけるさまざまな災害などを想定いたしまして、町といたしまして避難所と一時避難場所に分けて指定をしてございします。避難所は、全部で45施設、一時避難場所は24カ所を指定してございします。

しかし、そういった建物ではありますけれども、耐震性のある建物はその中の60%しかございしません。40%は、地震災害の場合には使えないというような状況があります。災害のその種類に応じて避難所、避難場所を選定して、町民の皆さんに活用いただくような、そういう工夫が必要かと、そのように思っております。また、そういった状況になっておりますので、町の防災計画を見直していきたい、そのように考えているところであります。

また、町では土のうやスコップ、発電機、投光器、ヘルメット、ラジオつきの懐中電灯、毛布、テント、灯油ストーブ、給水のポリタンク、炊き出し用の米、こういったものを備蓄している状況にございします。実際には、行政機関がそういった対応をするまでには、時間を要することになろうかと思ひます。地域の皆さんたちが、みずから生命や財産の安全性を確保し、被害の軽減を図るための助け合いというのが、非常に必要になってこようかと思ひます。

私は、先ほど備蓄しているものなどについて申し上げましたけれども、地域ごとにそういったものを設置するというよりは、各御家庭でまず備蓄をしていただきたい、

そのように考えているところであります。先ほど言いました避難施設などもありますけれども、そういったものが多数になりますと、非常に管理的にも難しい面が出てまいります。ぜひともこういったものを、まず皆さん方の御家庭で備蓄をしていただく、そういう御協力をお願い申し上げ、PRをしていきたい、そのように思っております。また、各御家庭がどのような家族構成になっていて、災害時にどんな対応が必要になるのか。そういったことを御家庭で確認することはもちろんでありますけれども、地域として把握をしておく必要もあるのではないかと。自治会連合会の皆さんや社会福祉協議会の皆さん方と町と協力をしながら、世帯カードもしくは助け合いパートナー登録制度、安心カード、少しずつ意味合いは異なる部分があるのですが、自治会の方々などでそういうものを取り組めないだろうか、という運動を平成21年から展開をしております。その中で、高齢者の方がいる世帯でありますとか小さなお子さんがいる世帯、災害に遭ったときに地域で助け合う、そういう仕組みづくりを進めているところでございます。御理解賜りたいと思います。

次に、街路樹の伐採についてということでございます。身の回りの樹木というのは、生活の中の潤いというようなものに結びつく事例が多くありまして、なるべく樹木というものは切らないでいきたい、そういうお考えの方もいれば、どちらかというと、いや、危ないのではないかと、それは切ったほうがよいと、大別するとそういう考え方に近い方と、パターンは2つに分かれるのかなと思っております。

私自身は、余り積極的に何でも切ってしまえばいい、危ないものは取り去ればいいというふうな考え方に立っているわけではありませんけれども、今回は駐車場のわきに植わっているということで、大分樹木の老朽化といいたいでしょうか、そういうところから自動車等に損害を与えるおそれがある、さらに、根の張りぐあいなどから、駐車場の路盤そのものにも影響を及ぼしてきている可能性がある。また、先ほど議員が言われました花粉の関係でのことでありますとか、庭先への落ち葉など長年来言われていたこともございまして、今回女満別研修会館の周辺の一部の樹木について伐採をさせていただいたところであります。

比較の中で、地球温暖化の防止というようなことにもつながるのではないかと。確かに自転車の関係、電気自動車の関係、導入をいたしました。これは、町の経費の節減でありますとか、排出ガスそのものを抑制しようというようなことでありましたけれども、樹木との関係、確かにそういうところに一役を買っているところではありますけれども、直接的にそのところと結びつけての御論調は勘弁をいただきたいなど、そのように思っているのが実感でございます。

私が思いますのは、一番の問題といいたいでしょうか、私どもの不手際は、途中、途中の管理を十分手がけてこなかった、そこにあるのではないかと。例えば、大空町教育文化会館の裏にあるシラカバなども、ある一定の時期にそれ以上伸びないようにして危険度を押さえておくとか、小まめに枝払いをしながら花粉や落ち葉が多くなならないようにするとか、そういうようなことを手がけていってれば、もっともっと長い期間、樹木として皆さんに潤いを与え続けてくれるものだと思いますけれども、そこに至るまで、どちらかというと放置してきていた、そういう責任を感じているところであります。最後になってどうしようもなくなって、伐採やむなしというようなことに、今回

はなってしまっております。今後、できるだけそういったことにつながらないように年次的に、計画的に、皆さんに愛されるような、そんな形がとれるように努力をしてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきたいと思います。

町民舞台が3月の5日開催をされまして、大空町賛歌「遙かなる大地の詩」また、「大空の子」という曲が、その舞台の中ででき上がりました。いずれも、合唱曲ということでございます。ぜひこういったものは、町民の皆さんに歌い継いでいただきたい、そのように思っているところでございます。芸能祭や、また、学校祭など、そういうところで歌っていただければありがたいなど、そういう中で、行政は皆さん方の後押しができればいいのかなど、そのように考えているところでございます。

以上申し上げまして、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 中堀議員からの郷土資料館についての御質問に対しまして、御答弁を申し上げます。

現在、町内に設置しております郷土資料や文化財の保管、展示場所といたしましては、女満別研修会館2階にあります郷土資料室と、東藻琴地区にあります1階建てのふるさと資料館の2カ所となっております。議員からの御質問は、女満別研修会館の郷土資料室についての御質問ということで御答弁をさせていただきたいと、このように思います。

1点目の観光客や高齢者、子供たちの入りやすい施設についてでございますが、郷土資料室は女満別研修会館の2階にありまして、エレベーターが設置されていないことから、階段を御利用いただかなければならないことになっております。障がいをお持ちの方や高齢者の方には、大変御不便をおかけしているものと認識しておりまして、申しわけなく思っているところでございます。また、町民の皆さんに対する郷土資料室の場所でありますとか展示物の紹介についても十分ではなく、不足していたように感じているところでございます。

郷土資料室での資料の展示状況を申し上げますと、主に土器や石器などの埋蔵文化財を展示しているコーナーの面積は113.4平方メートルで、展示品は2,740点所蔵しており、また、開拓資料などを展示しているコーナーの面積は264.6平方メートルで、2,600点の所蔵となっております。2つのコーナーを合わせますと、面積は378平方メートルで5,340点ほどが展示されております。378平方メートルを畳に置きかえてみますと、229枚分に相当する面積でありまして、町では現在のところ、他に条件を満たす代替施設を所有していないことから、資料室を女満別研修会館以外の場所に移設することは、大変難しい状況でございます。

郷土資料室のPRにつきましては、町民の皆さんや観光客にいつでも気軽に郷土資料室を見学していただけるよう、設置場所や展示内容を広報紙やパンフレットなどを通じまして、積極的に情報発信してまいりたいと思っております。また、体の不自由な方や高齢者の方に対しては、要請に応じ2階への移送についても対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目の先人の使っていた道具に光をという御質問でございますけれども、町といたしましても町の貴重な資料や財産を、より多くの方々に見ていただきたいと思いますところですので、毎年、小学校4年生の社会科の授業の一環として子供たちが郷土資料室を訪れ、担当職員の指導のもと、石器でありますとか昔の道具に触れ、郷土の文化を学んでくれているところでございます。

また、東藻琴地区においては、本年度初めて地域の皆さんの協力を得て、郷土資料でもあります昔の農機具を使った子供たちの農業体験学習を、年間を通じ実施しているところでございます。

さらに、町民の皆さんを対象とした町内の文化財めぐりというものを企画し、両地区の資料室にある貴重な資料に触れてもらうことの検討を今、進めているところであります。また、体の不自由な方や高齢者の方に配慮いたしまして、1階の部分での移動展の開催といったものも検討してまいりたいと考えております。

貴重な町の宝をしっかりと保全、管理していくことはもとよりでありますけれども、議員が言われますように、多くの方に見てもらい、知ってもらうことで宝もさらに光輝くものだと思います。さまざまな工夫を凝らしながら、PRを図ってまいりたいと思います。

また、学芸員など専門職の配置についての御質問でございますけれども、現在、教育委員会では社会教育主事以外、学芸員などの専門職は配置をしてございません。郷土資料や文化財の保安全管理に当たっては、現在も必要の都度、専門家による御意見や御助言をいただいているところでありますけれども、当面は近隣市町におられます専門職や学芸員の方々に引き続き御協力をいただきながら、町の貴重な財産の保全、管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと、このように思います。

以上、中堀議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 町長初め教育長さん、ありがとうございました。

一問一答ですね。防災からお願いをいたしますが、私が言っていることと町長のお話ししてくださることは、ダブるところも多分にあるかと思いますが、ただ言葉の違いだけですけれども、ただ私には、町長が今御答弁いただいたことは、事が起こってからのことをお話ししてくださっているように聞こえるのです。例えば、飛行機や航空事故があって、北海道のあれでは死体を片づけるだとか、そういったことではなくて、常日ごろそういうことがあったときにどうするのかというようなことを、町長もお話ししていましたけれども、各家庭で考えながら、また、地域の人たちとも話し合ってもらいたいというのが、私の今質問した内容なのです。ですから、そういう意味では町長のおっしゃっていることは、わからないではないのですが、町民が果たして、そのことを理解してくださっている方がどの程度いらっしゃるか。いざこ一番という、大きな事故はないのだよと先ほども言いましたけれども、町民の方たちは皆さん、あるわけないべさ、というのが町民の方たちのお答えなのです。

かくいう私も、ないよね、というふうに答えていますけれども、お互いに話し合っていますけれども、そうではなくて、やっぱり常日ごろ何かあったときには、家族ばらばらで避難しても、集まる場所はどこにしようねとか、それは家族の中で話し合う。また、そういったことを広報に書くだけではなくて、何かの折にはそういった話をし、広めてもらいたいということを私は言ったつもりなのですけれども、1点だけお伺いをいたします。

町の計画で、各家庭で云々というふうに町長はおっしゃったように思うのですけれども、町の計画というのは、一体どこにあるのでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ふだん災害などが余り多くない地域でありますので、そのことを町民の皆さんの心にとめていただくということは、なかなか難しいことかと、そのようにも思います。しかし、今回このような大きな災害があつて、町民の皆さんの考え方というものも、幾分変わってきているのではないかと、そのように思います。鉄は熱いうちにとこのようなこともありますけれども、この機に、やはり町民の皆さんに考えていただく、そういう機会を私どもとすれば提供していかなければならないものと、そのように思っております。昨年、一昨年はできませんでしたけれども、その前の年、防災訓練などもやりました。まだまだ稚拙なもので、十分な内容とはなっていない部分もあります。そういったものなども通じて工夫を凝らしていきたいと、そのように思っております。

また、防災計画につきましては、町が備えつけているということで総務課が所管をしておりますので、そこに計画書というものはあります。ただそれを、ただ町民の皆さんに、あるよ、というだけでは、十分伝わらないというふうに思いますので、今後そういった、例えばこれは平成20年に発行したものでありますけれども、「みんなで創る防災のまち」この中に町の役割ですとか、皆さん方がどういう対応をしてください、というようなことが書いてあります。また、地域の協力体制などの必要性などについても書かれております。こういったものなどを通じて、町民の皆さんが防災の計画の大枠というようなものを知る機会というものにつなげてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 私は、初めにお伺いをしたように、Aさんという方が言った、いわゆる各班の、自治会組織を活用した各班の小さな組織というか、小さな建物を建てていただきたい。そして、そこで各自治会で、各班で備蓄をして、あいているときにはその小さなところを活用して、避難の話だとか子育ての話とかしたいね、ということを主眼にお願いをしたつもりなのですけれども、そこいら辺のところはいかがになっておりますでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど御答弁で申し上げましたとおり、私はその考え方には、非常に消極的でございます。といいますのは、やはり建てれば、設置をすれば、それは町が管理をしていかなければならないことになります。幾ら地域の皆さんに御協力をいただいたとしても、例えば中に収納するものは災害時における、そういった備蓄用品ということになります。その管理というものは、やはり町の責任として行っていかなければなりません。それが町内に数十カ所、例えば自治会ごと、小班のといいますと100カ所以上になる。正直申し上げて、町では管理がし切れない、そのように思っております。

危険分散をして、幾つかの場所に置いておくということの必要性というものは、感じているところでありますけれども、至るところにというようなことではなしに、災害があったときに幾つかの拠点から、そういったところに運んでお使いをいただくというような体制になろうかと、そのように思っております。そのほうが理想ではないかと。そこを補完していただくのが、例えば先ほど言った各御家庭での備蓄といいましょうか、準備ということになるのではないかと。地域の方が、集っていろいろなお話をすると。それは、例えば地域の町民会館、女満別の地域では公民館という言い方にもなりますけれども、そういったようなところを御活用いただくと同時に、今年度自治会活動支援交付金というようなたぐいの応援、自治会活動に対する応援資金を交付させていただくことにしております。そういったものを活用していただきながら、例えば地域の中での防災の活動などにもお役立ていただければありがたいものと、そのように感じているところでございます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 町長が消極的と言われたら、もうそれ以上前へ進むことはできません。しかし、それを望んでいる町民もいるということを、頭のどこかへ置いていただきたい。公民館まで行くのは大変だから……エゴと言えばエゴになるかもしれませんが、公民館まで行くのが大変だから、自分の班の近くに小さなものを建ててもらいたいというのが、その方の御意見でした。でも、頭の隅に置きながら、これを話すと長いのですけれども、沼津市のほうで、もう三十何年も前の話ですけれども、今のリサイクルの先取りというか、をしながら自治会館を建てたという松田三枝子さんとおっしゃる、御存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、リサイクルの先駆者の方、もうお亡くなりになっているかもしれません。その方がそういったものを建てて、私も見させていただきましたけれども、それで決して市に管理をしなさいではなくて、自分たちが管理するのだということで、ですから、住民の意識の問題だと思うのです。このAさんも、御自分で管理するよと。自治会何とかだより、いわゆる町民の声、集まりのときの中にどこかで公民館の草取りをしなさいだの、足場が悪いだのという意見が出ていましたけれども、それはとんでもないことで、自分たちの会館なのだから、自分たちが片づけなければいけないでしょうというのが、私の持論です。町長の持論

ではないですけども、そういったことで防災についての小会館をとというのは、これからまだ、私はあと2年半ほど任期がありますから、その間しつこく町長に迫りたいと思います。この件に関しては、御答弁結構でございます。

2問目へ移ってよろしいですか。郷土資料館についてです。教育長さんは、大変懇切丁寧にお答えいただきましたけれども、私は大いに不満です。やる気の問題で、十数年も前と全く変わらないで、すばらしいものが日の目も見ずにあるということは、やっぱり先ほども言ったように、東京都立大の先生だと思えるのですけれども、きょうこの場に職員の方は、いらっしゃいません。今、住民課のほうにいらっしゃる方が、日曜日の午後にもかかわらず連れていってくださって、非常に感銘を受けたと。本当に、民宿をやめて10年もたつのに、ついこの間も年賀状が来まして、女満別の埋蔵文化財は元気でおりますか、と書かれて、それでふと思って今回の質問になったのですけれども、十年一昔と言いますけれども、10年たっても同じところに鎮座ましましているというのは、宣伝はしてくださっているでしょうけれども、やっぱりやる気の問題で、例えば研修会館のロビーに、何カ月かに一遍で結構です。全部おろしなさいではなくても、目立ったもので、例えば古い生活用具だけでもいいではないですか、並べておくと。お年寄りも、あそこなら2階へ上がって見たいのだけれども、車いす云々と、説明員の方がこの間、車いすをみんなで持ち上げますなんて言ったけれども、そんなことして来る人が、いるわけがないではないですか。ですから、自分の足で行って自分の足で、懐かしいね、ルンペンストーブがあるよとか、畑を起こすハローがあるよとか、ハローと言わないですか。そんなようなことで、何点かでいいのです。ロビー、広くあいていますよね。そこへ並べていただいて、職員の方も……それで私は、学芸員さんはいらっしゃるのですかとお伺いしたのです。専門の方がいらっしゃれば、そういう行為もしてくださるのではないのでしょうか。

それから、東藻琴は何か1階にあるそうですけれども、常日ごろは、かぎがかかっている。教育委員会へ行けば、あけてはくれるのでしょうかけれども、それが嫌なのですよと言う人もいらっしゃるのです。展示物というのは、一々役場の職員にお断りをして見させてくださいではなくて、自分でそおって行って見てくるというのが、楽しみの一つではないのでしょうか。そんなふうに思いまして、ぜひ職員の方たちにやりなさいではなく、そう言うとか、すごくやりなさいと命令しているように聞こえて非常に申しわけないのですけれども、ぜひやる気を起こして、全部、3,000点近い、4,000点近いものを下へおろせではなく、幾つかのものを下へおろして、また交代するというようなことはいかがでしょうか。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 中堀議員の御質問にお答えしたいと、このように思っております。

女満別の研修会館にあります石器、土器類は、非常に全国的に見ても貴重な文化財であると、資料であるというように、私も認識しております。ここ何年でしょうか、もう5年ぐらいになるのでしょうか、それらの貴重な財産をきちっと記録、保存するという、整理のために、担当職員はさまざまな形でそれらの努力をしてきてお

ります。もちろん写真に撮ったり、いつごろ発見されたものであるとか、それらの基本的な情報のまとめというものが、何より大事ではないかと。その部分も十分ではなかったということもありまして、この間そういうようなものに力を注いできた経過がございます。今後それらをやはり、より内外に発信していく、そういうようなタイミングというか、時期になってきたのかなと私も感じておりますので、1回目に御答弁申し上げましたけれども、やはり1階でなければ、なかなか簡単に見られないという事情もありますので、そういうような、移動展なんかも企画をしたいというようなことを今考えております。また、以前にも、これは毎年ではないのですけれども、11月に毎年開催されます文化展に合わせて、2階部分の展示室の開放もしておりますけれども、そのときにミニミニ展示ということではないですけれども、1階のスペースを活用して、住民の皆さんに見ていただいたこともございました。それらも想定しながら、今年度取り組んでまいりたいと。いろんな工夫を凝らしていきたいと考えております。

東藻琴については、確かに1階の建物なのですけれども、通常はかぎがかかっていて、ごらんになりたい方は、御連絡下さいというような張り紙を玄関にしてあるという、そのような現状になっております。確かにいつでも、どなたでも気軽に展示を見られるということが理想ではありますけれども、貴重な財産であればあるほど、やはり管理の面では、職員を常駐させるということも必須となるのかなと。いろんなランニングコストの面でも、なかなか難しい状況にありまして、できるだけ見ていただく、そちらのほうに軸足を移しながら努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございました。

街路樹の伐採について、これも本当に町長、私は不満やる方ないと思います。実は、先月の二十何日か、研修会館とあえて、私は1問目のときにあえて名称を出さなかったのですけれども、町長は研修会館の周りということで暴露してくださいましたので、お話しするのですけれども、ちょうどその日は2時から消防の会議があって、街路樹については一般質問をすることも何も考えていなくて、郷土資料館の質問をするために郷土資料館を見せていただきに行っておりてきたら、何か木が、ががががと倒れている。あれあれと思って、そばへ寄ってみたらシラカバが切られていたということで、見たらもうほとんど、駐車場を云々ということで言っていましたけれども……仙台市は、「杜の都仙台」というぐらいに木がたくさんある。近隣の置戸町にしても、私が行ったところは置戸町とか、それから美幌町だって、製糖工場から行って踏み切りを抜けて真っすぐのところに桜の木が、今はちょっと枯れていますけれども、真っすぐたくさんある。女満別だって東藻琴だって木は、いつか教育委員会の主催で古木を見る機会を与えられまして、いろんなところを回りまして、ああ、すごいのあるよというふうに見させていただいた覚えがあるのですけれども、やっぱり先ほども私が言いましたように、恐らく担当の方は木が古くなったから、危ないから、根が出て

きたから切ったのだというふうにおっしゃって、町長もそのように答弁くださいました。切り口をごらんになりましたでしょうか。町長、ごらんになりましたか、木を切った後。まあ、いいでしょう。あれだけの木になるといって、本当に30年、50年かかっていると思うのです。私は、切り口を全部手でさわって見てまいりました。中は、何にも腐っていませんでした。でも、多分近隣の方たちが、駐車場に枝が落ちるだとかいろんなことを言って、私にも来ましたから、そういうことで切ったのではないでしょうけれども、やっぱり先ほども私が言いましたように、落ち葉が落ちるのは当たり前なのです、落葉樹ですもの。そういうことを、町民に痛さを分け合って、木のたくさんあるきれいな町、花と音楽の町はもう死語でしょうけれども、せっかくそういうものが過去にあった時代なのに、何で30年、50年たった木を切ってしまうのだろうかというふうに思います。

それと、切ってしまってから切り株、いわゆる駐車場のほうはかなり短くしていますけれども、奥のほうはかなり高いのです。これは、夜そこを通る人もいないでしょうけれども、お年寄りが通ったら、きつとつまずきます。ですから、そういったこと、切るなどと言って、もっときれいにしろというのもちょっとずれているのですけれども、切るときにはそういうことも考えながら切ってくださったのだろうかというふうに、1つずつ、1本ずつ回りましたので、そういうところにも目が行きました。

でも、先ほども言いましたように、女満別というか東藻琴の千本桜委員会の方、東藻琴の方だそうですが、本当にこの5年で1,500本も植えたというふうに北海道新聞に出ているのです。ですから、植える人もいれば切る人もいるのだというふうに思うでしょうけれども、ぜひこれ以上木を切らないでいただきたい。もう切ってしまったから、そこへポンドでくっつけろというわけにいきませんから、それ以上は言いませんけれども、ぜひ切らないでください。切るときには、植えてから切ってくださいということを言ひまして、御答弁結構でございます。

終わります。

◇議 長 4番は。中堀議員、余り時間ありませんので、お願いします。

◇中堀議員 4番、町村合併のメロディー、ありがとうございます。どちらへ言っているかわかりません。いろいろあるでしょうけれども、ぜひすばらしい歌を、この庁舎の中へ流してもらいたい。例えば町長、先ほど札幌女満別会へ行ってきましたとおっしゃっていましたが、その折にそういった歌を流してはいかがでしたでしょうか。多分流さなかったと思います。本当にシバザクラ云々という歌だとか網走湖という、懐かしい言葉が出てきたのではないのでしょうか。ぜひそういったことで、時間がないということです、残りゼロです。

終わります。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 歌の関係でありますけれども、先ほど言いましたように町民の皆さんに、まず歌い継いでいていただきたいな、そういう気持ちであります。町としての役割といたしましょうか、そういった方々の応援をする立場にあるのだろう、そのように思っております。

ただ、合唱曲ですので、どういうところで流すべきなのか。ふだん歌謡曲のように口ずさむような、例えばそういうメロディーであれば、また使い方もいろいろなところで幅広いのではないかと、そのように思うのですが、私の印象とすれば、圧倒的な迫力で臨んでくる、歌い上げるというような合唱曲ですよね。それをどのような場面で使っていくのかということについては、まだ私の考えといたしましょうか、具体的にこういうところでつなぎに入れたらいいのだというようなところまで、まだ頭が正直言って回っておりません。ですので、一番は芸能祭ですとか学校祭だとか、そういう本当に合唱曲として使っていただけたときに、大勢の皆さんに歌っていただけるように、まずはそのことをやらせていただきたい。例えば曲調を変えずに編曲をして、例えばアレンジするというような、別バージョンのような形のものがとれるのかというようなことなどについては、作曲の先生などにも少しアドバイスをいただきながら考えてみたい、そのように思います。これからもこの関係については、どのようなPRといたしましょうか、普及をしていったらいいかということについて御指導いただきたいと、そのように思います。

◇議 長 これにて、中堀君子議員の一般質問を終了します。
ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時12分
再開 午前11時22分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、1番、品田好博議員の一般質問を許します。

◇品田議員 平成23年第2回の定例会に当たりまして、通告に従いながら質問させていただきます。

1番、学校図書館の蔵書冊数と子供たちの学力向上との関係についてであります。両地域小中学校の学校図書館の実態について。文部科学省は、公立小中学校の学級数に応じて、そろえておくべき本の冊数の基準を定めております。北海道内でこの基準を達成している学校の割合は、小学校で18.7%、中学校で13.4%にとどまっております。47都道府県の中で小中学校ともに最下位であります。北海道内の状況を自治体別に見ますと、小学校では古平町や中札内村などの9町村、中学校では新冠町、泊村など18町村で達成率が100%になっております。市では、達成率100%のところはゼロであります。そこで、本町における文部科学省の基準から見たこの学校図書館の現状について、お聞かせをいただきたいと思っております。

2 番目、Bとしてありますけれども、新学習指導要領に盛り込まれた、授業での新聞の積極活用と新聞配置の現状についてであります。新学習指導要領では、授業で新聞を積極活用することが盛り込まれましたが、学校図書館で子供たちが新聞を読める公立小学校の率が、調査でわかりました。小学校で17%、中学校で15%であったとのことであります。文部科学省は、言語力をはぐくむ方法として新聞の活用を推奨しているわけですが、当町における新聞配置の実地実態と授業での取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

C、直近の学力テストの結果は、報道等により承知をしているわけですが、北海道内、とりわけオホーツクの管内においては、下位に甘んじている現状と。前段の学校図書館の冊数基準及び図書の充実と子供たちの学力との因果関係について、また、今後の取り組みについてどのような見解を持っているかについて、お伺いをしたいと思います。

Dであります。基礎的な学力の向上の方策について。幼いころから読書や本に接する機会が多いことが、子供たちにとって心の安定につながり、さらに学力の源泉になるということは、だれもが認めることであろうと思いますが、どのような形で習慣づけをしていくのか、問題となっているわけでもあります。1に家庭での取り組み、2に学校での取り組み、3に行政ということになろうかと考えております。行政がなすべきことに、学校司書の全校配置、あるいは司書教諭の専任化、読書指導と図書館活用ができる教員の要請、新聞配置の促進などの問題を通して子供たちの能力を引き出して言語力を高め、読解力を養い、表現力豊かな自立心と向上心の醸成をはぐくめる人格形成へと発展していけることが、教育の役割であろうと考えますが、当町のこれからの現状、これらの現状を踏まえながら、教育長は基礎的な学力の向上の方策について、どのような考えを持っておられるかをお伺いいたします。

2 番目といたしまして、両地域審議会設置の目的と課題についてであります。過日6月8日東藻琴で、また、6月10日女満別で、地域審議会が平成23年度1回目として開催されましたので、両地域とも傍聴させていただきました。会議の進め方、質問のやりとりに関しましては、両地域とも名議長役を務められましたお二方が、ファシリテーターとしての役割を果たしておられ、すばらしいと目を見張るものがありました。今年1月に開催された両審議会の会議録を見ましても、時期適切な質問が相次ぎ、議会の会議録を見るより楽しく読ませていただきました。

合併時、合併協議会の議論の中で必要であると、または形骸化されたものになるであろうと、いろいろな意見があったところでありますが、合併により大空町地域審議会条例により設置をされているものであります。現在見てみますと、雑駁な内容の条例であるなど、今さら感じております。現在、趣旨があっても目的の項目もなく、審議会委員も少なく充て職が多く、公募委員もおらず、高齢者代表の方あるいは障がいを持っておられる方々の代表者も見え、いささかバランスに欠けていると感じました。

さて、この審議会の真の目的は、何なのでしょうか。また、意義はどこにあるのかについてお聞かせください。

設置及び審議効果についても、お聞かせください。なお、結果の町民への情報提供の現況と、議会への会議録配付はあったのか。審議会等の結果の情報提供のあり方に

について、どのような考え方を持っておられるかお聞かせください。

C、10年後の位置づけと存続のあり方について。この審議会は、10年間という限定設置ではありますが、今後重要な審議会になるであろうし、していかなければならないと考えております。審議会等の委員の構成については、10人足らずの委員ではなく、住民の意見反映等の機能に着目する場合には、地域の多様な層から幅広い住民が会議に参加することが重要であり、多数の委員により会議を構成し、審議を行うことが有効であろうと考えます。住民の縮図としてふさわしい構成にすることが、望ましいのではないのでしょうか。真の意味での住民自治の確立のためには、多様な層の幅広い住民が、委員として活用できるようにするための環境整備も必要なことではないのでしょうか。地域審議会のような、町政全般にわたって町民の意識を聞き、意見を反映させる機能として役立てられる会議には、サラリーマンの方々や女性等、多くの住民が委員として構成されるべきだと考えるものであります。町長の住民の町政参加の思いは施政方針にも述べられておりますが、いま一度町長のお考えを尋ねたいと存じます。

以上、1回目の質問といたします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 品田議員からの、学校図書室の蔵書冊数と子供たちの学力向上との関係についての御質問に対しまして、御答弁を申し上げます。

まず、1点目の両地域の小中学校の学校図書館の実態についてでございますが、読書活動は子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものですが、今日では新聞、テレビ、ビデオ、インターネットなどのさまざまな情報メディアの発達、普及や子供の生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子供の読書離れが指摘されているところでございます。そのような状況の中、子供たちの読書活動の推進のため、大空町では図書館とも連携しながら学校、家庭、地域において、さまざまな取り組みを行ってきているところでございます。

さて、御質問の学校図書館の実態でありますけれども、国は平成5年に学校図書の蔵書冊数の目安として標準冊数というものを、学級数を基礎として定めたところでございます。昨年度、町内の小中学校5校の蔵書冊数を、それぞれ標準冊数と比較いたしましたところ、小学校1校が77.3%、中学校1校が53.9%と標準を下回っている学校がありました。また、その一方で他の3校の小学校、中学校については120%から140%と標準を上回っており、学校間によってばらつきが生じていることがわかっております。そのようなことから、標準冊数に近づけていけるよう毎年度計画的に、予算の範囲内において必要な図書の整備を図ってまいりたいと考えております。また、図書館とも連携をいたしまして、移動図書館による定期的な図書の巡回貸し出しと、各学年、学級への配本というものも行い、効果を上げております。このような取り組みによって、学校図書の不足を補おうという試みも行っているところでございます。

次に、2点目の新聞配置の実態についてでありますけれども、本年度、小学校では新学習指導要領が全面実施となりました。新学習指導要領では、思考力などを育てるために、従来よりも言語活動を重視しております。今までの学習指導要領は、児童や生徒の言語活動が適正に行われるようにすることと記されておりましたけれども、新学習指導要領では、各教科の指導で言語活動を充実することと踏み込んでおります。例えば小学5、6年生の国語では、読む力を育てるための指導事項として、本や文章を読んで考えたことを発表し合い、自分の考えを広げたり深めたりすることなどの6点を列挙し、具体的な方法の一つに編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読むことを上げています。また、来年度新学習指導要領が全面実施となります中学校の2年生、3年生の国語でも、指導方法の一つに新聞の活用について例示がされております。今後さまざまな教科において、新聞の活用が予定されているところでございます。

町内各学校における新聞の購読、配置状況でありますけれども、小学校1校、中学校1校を除いて、他の3校については1紙から2紙の購読をしている実態があります。小学校1校、中学校1校については、購読をしていないということであります。授業への新聞記事の活用は、教師個々の学習指導計画に基づくものでありまして、新聞そのものからではなく、インターネットから必要な情報や記事を手入れし、授業に活用していくという例もありまして、新聞購読の有無については、それぞれ教育課程にのっとった教育計画に基づく方針、あくまでも学校の判断に現在はゆだねているところでございます。

次に、3点目の読書と学力向上との相関関係についてであります。読書を中心とした言語活動は、単に活字離れを解消するためだけではなく、生活や学習活動の根幹をなす基礎として大変重要であります。読書が子供たちに及ぼすであろう有効性について、7点ほど申し上げますと、1点目としては読書をすることでその楽しさを知り、世界観が広がる。2点目として、本の主人公とともに苦しみ、悩み、困難に対峙する受容、共感などの感情が豊かになる。3点目としては、読解力や理解力が身につく。4点目としては、漢字の知識や語彙力が高まる。5点目としては、物事や自己を客観的に見詰める態度が育つ。6点目としては、読書を通しての対話や言語活動が生まれる。7点目としては、よりよく生きようとする価値観や目標が設定されるなど、読書によって多くの効果が期待されます。読書活動は、学力向上につながる大きな要素の一つであると考えているところでありますが、必ずしも読書好きの子供が高い学力であるとは限りません。学力向上対策を進めるに当たっては、子供たち個々の習熟度に合わせ、総合的できめ細かな学習指導が何より必要であると思っているところでございます。

次に、4点目の基礎的学力の向上の方策でありますけれども、特に読書活動に限らず、基礎的学力全体での答弁をさせていただきたいと、このように思っておりますけれども、学力向上に当たっては、次の5つの柱を持って進めてまいりたいと思っております。1つは、授業改善です。新学習指導要領がスタートし、わかりやすく質の高い授業の提供のため、教員個々の資質向上のための研修や研究が必要であると思っております。2つ目は、家庭学習の習慣化であります。基礎的知識を定着させるためには、家庭での学習の習慣化が必要であります。3つ目は、早寝早起き朝御飯など、基

本的な生活習慣を身につけること。4つ目は、指導体制や教材など人的、物的教育環境の整備充実。5つ目としては、組織的な取り組みであります。学校、家庭、地域の連携、協力により、社会全体で子供たちの生きる力をはぐくんでいかなくてはならない、このように思うところであります。5つの柱を中心として、具体的な教育実践に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、品田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員から私に御質問のあった関係について、御答弁を申し上げたいと思います。

両地域の地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき設置をしているものでございます。私どもの事務作業をするに当たって、条例の制定のテキストなどがありますけれども、こういった上位法があって設置をする場合については、目的規定ではなくて趣旨規定が適切であると、そのような内容となっておりました関係から、目的規定ではなく趣旨規定をもって、この条例を制定させていただいたという経過があらうかと、そのように思います。

また、委員の充て職ということでおっしゃいましたけれども、条例の中では公共的団体が推薦する方という表現で、決して特定の職にある方について、この委員をお願いしているという状況にはなっておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

この審議会というのは、新町建設計画の変更でありますとか執行状況に関すること、こういったことについて諮問に応じて答申をされるという部分もありますけれども、まちづくり全般において必要と認める事項について、町に対して意見を述べるができる、そういう性格の委員会でございます。10人ずつということではありますけれども、いろいろな立場の方に委員として参画をいただいております。また、そこから出されます御意見などは、先ほど言いました新町建設計画に関係するものはもちろんでありますけれども、それ以外のまちづくり全般についてのさまざまな御意見、また、要望などもいただいております。そういった意味から考えますと、この委員会の果たしている役割は大きいものがあるのではないかと、そのように感じているところであります。

この地域審議会は、原則公開で開催をされております。そういった関係から、広報などで事前に開催の日時、場所などをお知らせをさせていただき、傍聴もできるような仕組みになってございます。その関係で、議員も傍聴されたかと思えます。この審議会の議事録につきましては、現在はホームページにおいて公表をさせていただいております。議員の皆さんはもちろん、町民の皆さんにホームページ上では公開をすることでお示しをしているわけではありますが、ホームページになかなか、ふだなじみのない方々もおろうかと思えます。今後広報紙において、その概要などを掲載していくことも考えてまいりたいと、そのように思います。

今後の考え方ではありますが、現在いろいろな方々に自治基本条例のことについて、御議論をいただいているところでございます。町民のまちづくりへの参画とい

うものが、大きな柱になってこようかと思います。そういった議論の方向性を見ながら今後考えて、こういったもののあり方というものを考えていくことになるのではないかと、そのように考えているところであります。その時期に、また改めて熟考しながら、御提案といいいましょいか、考え方を御説明することになってこようかと思しますので、現時点ではこの10年間の時限立法の地域審議会を、しっかりと効果が出るように運営をしてまいりたい、そのように思うところであります。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 教育長さん、申しわけございませんけれども、各学校の基準に基づく計算方式がありますけれども、その基準冊数ですか、現状冊数と基準冊数をちょっと明確に教えてもらいたいということでもあります。

それと、実際新聞配置が図書館にされているのかどうかという実態を、まずお聞きしておきたい。それから入らなければ、ちょっと話が進まないの、それをはっきり議会上で公開してほしいのです。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 各学校の標準冊数と蔵書冊数の数値でございます。東藻琴小学校については、標準冊数……

(何事か言う者あり)

◇教育長 東藻琴小学校ですが、標準6,040冊に対しまして、現在が4,669冊。女満別小学校については、8,360冊の標準に対し1万321冊。豊住小学校ですが、4,040冊の標準に対して5,620冊。そして、東藻琴中学校でございますが、5,440冊の標準に対して2,934冊。女満別中学校ですが、7,920冊の標準に対して蔵書が1万321冊という状況となっております。

また、新聞の配置でありますけれども、学校図書館への配置ということではなくて、主に先生方が活用するために講読をされているということでございますが、そのうち2校は学校の判断で講読をしていないところもあるということでございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 ありがとうございました。

皆さん、議員の方も職員の方も聞かれたと思うのですが、やっぱり計算方式で、私とは大分違うのです。やっぱり出していただいてよかったなど。私のほうから勝手に出したら、ちょっと計算違いしていたのか、大分誤差があるようであります。

この中で教育長さんも、本当に気がついているだろうと思いますが、東藻琴小学校、東藻琴中学校、基準より下回っている。特に東藻琴中学校は、基準は5,440冊なのに2,934冊と53.9%、大変内容的によくないのかなど。なぜ東藻

琴地域だけが小中学校、基準を満たしていないのか。これは、平成5年の文部科学省からのあれでございまして、その後5年間にわたって交付税措置をするから、きちっとそろえてくれというふうなことで進められたというやに聞いております。それで、子供たちにとっては大変不公平ということに数字的にはなりますよね。その辺がどういうふうに影響されたかというのはなかなか、本当に判断というのは難しいだろうと思います。だけれども、基本的には基準があれば、最低限それをとらえていこうという姿勢がまず大事な一步だと。そうでなかったら、どういうふうにするかという話が進んでいかなければいけないのではないのかなと。いわゆるそれ以上の分析ができなくなってしまうというふうに、私は考えております。たまたまこの冊数が、私は2週間以上かかってやっと冊数がわかった程度で、そのときにも基準に対してどうのこうのという計算書をもらっていなかったのです。ですから、随分原稿を書く日まで大変困ったのですけれども、情報が少な過ぎると。この辺の関係の、基準に関する情報を下さいと言ったけれども、なかなかいただけないで、仕方がないので、図書館は公開をずっとしてくれていますので、利用実績等、貸し出し率等を出していただきましたので、それから考えて学校図書がどうなのかなという観点で話をさせていただければなど、こんなふうに思います。

大変重要な、物すごいデータでないのかなという感じがしますがけれども、まずもって貸し出し数が多いのは、もちろん9分類の文学、5分類の工学、家事、大変難しい言葉でありますけれども、いろいろ図書館司書に教えていただきまして、工学、家事とは美容だとか住宅だとか建築だとか、そういったたぐいの身の回りの本だそうです。それと、児童書、児童という項目になりますけれども、児童の中に児童書と絵本というものがあります。この文学、工学、家事、児童書、絵本が一番やっぱり読まれております。それが相当数の率を、60%の率を図書館内で占めていると。ほとんどこの4つで占めていると。そのぐらいで蔵書との兼ね合いを見比べてみたり、いろいろ蔵書の割合に対する貸し出し率というようなことも私自身で出してみたら、本当に重要な方向性を示しているのではないかなというふうに感じています。ですから、どちらかといったら、東藻琴の図書館は6万6,000冊です。女満別の図書館は10万冊です、アバウト。ですから、大体地域なりのそろえ方をしている。

ところが、学校図書に関しては格段の差が出ている。それがどういふふうな変化に結びついているかというふうなことを、私は考えたのです。興味的なことは、東藻琴の方の、30代のお母さん、これが図書館でどういふ行動をしているかという、物すごく顕著な例なのです。東藻琴では、お母さん方は、いわゆる児童書に関しては物すごい48.2%という貸し出しの中で出ている。これは、女満別に比べたらとんでもない数字で、冊数でいいますと児童書1,035冊、絵本が2,637冊、これが東藻琴です。女満別は、児童書565冊、絵本が1,910冊、これが30歳のお母さんの行動です。子供たちのために借りているわけですがけれども、物すごい差なのです。考えられないのです。東藻琴は、女満別の倍近いものを借りている。そして、子供たちに与えているという、こういう状況なのです。学校図書がもしかすると未熟な状況にあるから、そういう行動に移ったのかなと、私はそういうふうに因果関係で感じる場所なのです。そうでなかったら、数字というのは何のためにとるかわからないの

です、議長さんは笑っていますけれども。何のために数字をいっぱい、図書館の図書館司書が、ずっと統計をとっているか。分析をするためなのです。そういったことで、自分たちの政策がいつているかどうか、満足度とか充足度がどうか。それから、子供たちがその結果どうなったかという論じ方をしていかなかったら、スタートラインがもうめっちゃくちゃだったら、それはどうもならないのです。

私は、そういうことを趣旨としてこれを題材にしたわけですがけれども、たまたま学力が全国でも悪い、経済でも沖縄県と北海道は悪い。悪いものづくめ、それに甘んじているのではなくて、やっぱり今あるものから何かしようとしたときにそういう分析をして、自分らのどこが弱いからどうなのかということを考えていくという、それこそ習慣といえますか、そういうものがないと、いたずらに時だけ過ぎていて効果が出てこないのです。同じような質問をされても、何年間同じような答弁をしているということになるのです。私は、そういう角度でしているわけです。いろんな角度の質問のあり方があると思いますけれども、それについて子供たちの、3番のそういう相互関係にもつながるし、基礎的学力の方策ということにも全部つながってくるやに私は思っているのです。文部科学省は、遊びで出しているのではないのです。最低限これをやってくれと。それをやっぱり地方自治体がそろえて、そういうものに向かっていかなかったら、国が何ば言おうと地方が違う形を考えている。これでは、やっぱり教育は推進していきません。これについて、ちょっとお考え方をお聞きしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 ただいま品田議員さんのほうから、図書館の利用実態等を分析された見地から、子供たちの学力向上についての御意見をいただいたものと思っております。

現在両地区に図書館があるわけでありまして、ネットワークで結ばれておりまして、先ほど蔵書数について10万冊と6万6,000冊ということでありましたけれども、2つの図書館であっても共有した形で本は運用させていただいているということでありまして、広く住民の方からリクエストがあれば、図書館にかかわりなく、それぞれ読書活動をしていただいているということでもあります。

また、現実的に隔年調査ということで、毎年ではないのですけれども、国が定めた標準、一つの目安ということでありますけれども、標準冊数と実態の調査があるわけでありまして、使われなくなった本については廃本というような手続もとりますし、新刊として新たに蔵書として追加するものもあって、毎年その辺の増減はございます。極端に、東藻琴の中学校ですか、53.9%ということで低い状況でありますけれども、ちょうどその調査の前に大量の廃本をしたというようなこともあって、数値としては極端に小さな数値になっているかと思えます。いずれにいたしましても、こういう状況は町内的にも決して公平な形での教育のあり方ではないというように私も思っておりますので、計画的に蔵書を図ってまいりたいと思っております。

また、先ほど答弁申し上げましたように、図書館との協力、連携によって移動図書館車が定期的に、毎週学校に1回あるいは隔週1回で町内小中学校5カ所、巡回貸し

出しに移動して回っていただいておりますし、また、団体貸し出しとして、それぞれ学級への配本や入れかえというものを町内8カ所、豊住保育園や幼稚園2カ所も含めて8カ所に、そのような貸し出し業務も行っております。義務教育における平成22年度の実績で申し上げますと、年間巡回貸し出し冊数については5,180冊、また、各学年、学級への配本、入れかえ冊数は6,003冊に及びまして、合わせますと1万1,183冊になります。これは、現在の小中学校の蔵書冊数3万3,800冊と比較いたしますと、年間33%の本については蔵書冊数とは別に、図書館が学校のほうに提供させていただいているというような今、状況もございます。その辺で補わさせていただいているところでございます。

また、本年度はさらに、住民の皆さんの読書活動の充実を図るために国の平成22年度の地域活性化交付金というものを活用いたしまして、年代別に必要な図書の整備を行うこととしております。現在学校が希望する図書というものを含めまして、本の選定事務を進めているところでありまして、学校図書活動の充実にも資するものと考えているところでございます。

◇議 長 品田好博議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は、午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第5、品田好博議員の一般質問を続けます。
1番、品田好博議員。

◇品田議員 図書館での先ほど来からの話なのですが、当町の図書館の貸し出し率は、0.4回という蔵書回転率ということになりますけれども、女満別地区は0.39回、東藻琴は0.42回、昨年度から見ると女満別町は1,000冊減、東藻琴は1,000冊増というふうな傾向にあるという形がわかります。

そこで、私がきょう尋ねているのは、学校図書館の充実ということで質問いたしておりますので、学校図書館の貸し出し率であるとか適切な図書の分類配置がなされているのかということに関しては、一切の統計がないということだと思います。

女満別中学校と小学校、小学校は校長先生がおりませんでしたけれども、2校に行きまして図書館を見せていただきました。小学校には、添田先生が兼任で司書教諭ということでやっていますけれども、業務多忙な折、なかなか学校図書館まで見られないだろうという同僚の意見がありました。やっぱり難しいということでもあります。

子供たちが貸し出しの業務といいますか、そういうもの、図書部というのがあると。我々のときも新聞部であるとか図書部であるとか、そういうものがあつたと、私は記憶しております。そういう子供たちがやっております、大変立派な展示、新刊展示であるとか、図書を誘うというふうなポップもありまして、大変すばらしいと思っ

ておりますけれども、何せ指導してくれる先生がいないということです。できればそういう、先ほど言った学校司書の配置であるとか司書教諭の専任化を目指しまして、子供たちの教育上、いわゆる職業訓練になると思うのです。あくまで、貸し出しをやって受け渡しをしながら、集計が出されていない。月間集計も年間集計も出されていない。それでは意味がないわけです。蔵書の中の分類、そしてその分類の貸し出し率、そういうものを握ってこそ、一番大事なことが見えてくるのではなからうかな。そういう意味で、そういう環境整備をぜひやってもらいたい。女満別図書館、東藻琴図書館には、お二方の図書館司書を配置しておりますけれども、学校司書に関しては、配置がまだ確定されていないし、司書教諭の専任化をぜひ急ぎやってもらって、そういう形で子供たちのために臨んでやっていただきたい。教育は、むだな投資ではない、そんなふうに思います。

それで、先ほど教育長さんと話しましたが、図書基準は学級数であります。学級数は、それぞれの学校で学級の人数が違いますので、1人当たりになしてみますと女満別小学校が1人当たり39冊、中学校が60冊、東藻琴小学校34冊、東藻琴中学校34冊、豊住小学校は統合がなされたためか29名ですから193冊になっております。そういうことでありますけれども、多分、東藻琴がなぜ少ないかといったら、1人当たりでやっているから、なかなか予算配置ができなかったのだらうなど。だけれども、文部科学省は、学級数という形の基準を設置しております。その意味は、十分にわかってもらえると思います。そういうことで、修正をするなり、今回の交付金に対しては、東藻琴学校図書の充実をぜひとも重点配備してやっていただきたいと。教育長の言ったとおり、2地区の中央図書館に対して配分、配給はあって当然しかるべきでありますけれども、自前の学校図書館の充実というものを図っていただきたいと思っておりますけれども、それに対する見解はどのようなものか、お聞きしておきたいと思っております。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 お答え申し上げます。

現在町内の義務教育の学校において、学校の図書館司書の発令を受けている職員は1名、女満別小学校にいますけれども、これについても基準がございまして、10学級を超える学校について、1人図書館司書、学校図書の司書の配置をするという基準がございまして、それに基づいて、女満別小学校は1名いるということでもありますけれども、それ以外の学校も含め、各図書のほうを担当する先生というのをそれぞれ配置しておりますが、しかしながら、司書の資格を有している方というのは、現状はごくわずかでありまして、徐々に新卒の先生はそういう司書の資格も取って教員となられている、そのような傾向が生まれておりますけれども、現状的には、なかなか司書の資格を有している方は少ないと。その中で基準によって1名配置をしているということでもありますけれども、それ以外の、女満別小学校以外の学校については、図書館司書などの指導を受けながら、子供たちに学校図書館や所属する資料の利用方法を習得させて、主体的に学習する能力を育成し、情報能力を高め、調べ学習や各教

科学習を充実させるための計画的かつ継続的な利用指導というものを、それぞれ先生方が子供たちにやってくれているところであります。

そのようなことから、子供たちも意欲的に学校図書の利用向上に向けて利用を進めているというように伺っておりますし、あとは本の種別の部分も、冊数も大事ではありますがけれども、どのような内容のものが図書館にあるのかということも非常に重要なことでありまして、どちらかといいますと小説ですとか物語といった種類の本よりも、やはり授業に活用する調べ学習に使うためのものであるとか教科のための図書というものが、どうしても学校図書の場合は中心となります。したがって、絵本なんかもちろんありますけれども、図鑑でありますとか辞書といったものが大勢を占めているというような実情もございます。そういうような授業に生かされる図書の整備ということにも目を向けながら、計画的に蔵書を進めていかなければならないと、このように考えておりますし、また、何より読書の習慣づけというものができませんと、幾ら本が学校にあっても読んでもらえないということになります。

各学校では、朝読書の時間を設けて習慣的に本を読んでもらう、そのような時間を設定したり、また、家庭に対しても親子で読み聞かせを行うというような取り組みをしていただくように、学力向上プランで保護者のほうにもお願いをしております。また、授業の中でも読み聞かせサークルの皆さんの協力を得まして、国語の授業の中で読み聞かせをしながら、子供たちに読書になれ親しんでいただくという取り組みも実施しております。それらの積み重ねが、学校図書のみならず、図書館の読書活動のまた向上にもつながっていくのではないかなと、こう思っているところであります。そのような考え方をもちながら今後も進めてまいりたいと思っておりますし、特に今、東藻琴地区の学校の充足率が低い分については、より重点的に整備をしていくように努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 わかりました。

中学校に関しては、進学ということもありますので、校長先生と話し合いをさせていただきましたけれども、気がついたのは意外や学校図書館の中には参考書という分類はないのです。意外やそろえていないのです。ところが、中学校時代というのは、参考書というのは物すごく大事だなと。教科書とともに大事なものでないかなということだろうと、私は個人的な経験上そう思います。全体に、参考書が全部の人に必要かどうか、わかりかねますけれども、ある程度の参考書があっていいだろうと、中学校の部類はと、そんな気がしております。そんなことで、1 番目の問題については終わらせていただきます。

2 つ目のことでございますけれども、町長さんから、るる説明があったわけでありまして、合併 6 年目を迎えております。徐々に地域審議会が、本当に意味ある審議会になるよう、また、充実した審議会になるよう徐々に改編していてもおかしくはないだろうと。法律上だめだということはない。10 人が 20 人になってもおかしくないだろうし、各層の意見を聞くには格好の材料だというふうな気がします。た

またま地域懇談会だとかいろんなものをつくるけれども、本当は幾つも幾つもいろんなものをつくるのではなくて、何か合併を機にして地域審議会をずっと大事にしていくということが、一体感の醸成につながっていくというふうにも考えておりますので、町長の考え方をお聞きしたい。

また、町長さんがおっしゃいました、開催告知はしている、傍聴も可だ、公開をしている、議事録もホームページを通じて情報の提供はしているとあります。ふれあいトーク等も今回広報にも載つけたり、別冊はつくらなくなったのかもしれませんが、地域審議会も同様に広報紙でやっぱり出す。そして、基本的には閲覧に付すということが大事であろうなど。その閲覧の場所も、やはり複数あっていいだろうなどというふうな考え方をします。

また、町長さんみずから自治基本条例についても言及なされましたけれども、1項目あります。審議会等の会議が終わって会議録ができた場合は、町民に閲覧に付すというふうな条項もありますし、町長さんも一読しているのかな、中間報告は一読しているのかな。そんなことがあれば、とりあえず発布までなくても、どんどん、どんどん実行できるものはしていただきたいと思っています。

私は、10年後の位置づけと存続のあり方については、ちょっと聞き漏らしてしまいましたけれども、私の意図するところはそういうことでありますので、いま一度町長のお考え方を示していただきたい、このようであります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域審議会、6年目に入っておりますが、10年間の期限を決めて条例を制定し、内容が決まってきたものでございます。この10年間につきましては、今のところその条例の内容、根幹をいじって改編をするというような考え方は持ち得ておりません。その後についてのお尋ねなどもありましたけれども、この10年間の実績といましようか効果、そういうようなものを考えながら、また、自治基本条例の関係について、今いろんな御議論をいただいております。その方向性を見ながら、それ以降については考えていかなければならないのではないかと、そのように思っております。

また、現在の地域審議会の公表の仕方、当然先ほど言いました、ホームページに載せているという言い方をしましたけれども、ホームページ、なかなか得手でない方もいらっしゃるのではないかなというようなことで、当然結果などについては行政機関、役場の中で閲覧に付している部分ももちろんございます。しかし、また役場まで来なければならぬのかというようなこともありますので、先ほど御答弁申し上げましたけれども、その概要などについて町の広報などにも載せて、どのような御意見が出ているのかというようなことなどについても、今後お知らせをしてみたいと、そのように思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 ありがとうございます。

私は、2つの審議会を傍聴しまして、偶然ではなかったと思いますが、必ずこの種の審議会というのは100%出席をなさるということは、まずもって不可能です。10人であれば、この間も3人ぐらいいは欠席の地域があったと思いますが、必ずお一方、お二方ということになれば、どんどん機能が低下してしまうわけですから、そういう側面があります。

自治基本条例の検討委員会は、物の見事それがまともにいってしまって、八十数名が今現在十五、六名ということになります。補充もなかなか思うに任せず、今日まできているということでございますので、長きにわたってやる審議会は特に、そういう可能性が出てくるという私の考え方もありますし、町長さんもそれは考えているのだろうと。スケジュールだけこなせばいいという形でなくて、やはり実質的な実をとるということを優先に考えて物事を進めていかなければ、形骸化してしまうと。そういうものというのは、町民がもう気がついてしまって、何度呼びかけても、公開をしても出てこない、傍聴も来ない。我々議会も残念ながらそうなのですが、議会もこれから議長さんの言う開かれた議会、動く議会ということで、みずから動いてお話を伺うというふうな積極性を考えているところでございますので、行政におきましても、より一層のそういう公開と提供と町民の町政に対する参加意欲を募っていくために、何をなすべきかを考えてやっていただきたいという気がします。

いろんなものは考えているけれども、なかなか目鼻が立たないということもあるでしょうけれども、やはりそういうものを執念をもって、誠実さを持って対応していくということが大事なことであろうと、こんなふうに思うわけです。そうでなければ、すべての努力はする必要がなくなってしまいますので、よろしくお願いをしたいと思っています。

以上をもって終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 自治基本条例の検討委員会と、この地域審議会の性格、若干違うところがあるかと思います。たまたまごらんいただいたといいましょうか、傍聴されました委員会において、何名かの委員さんの欠席があったかというふうには思いますけれども、決して固定化されているわけでもなく、そのことが非常に大きくなって、その委員会の中で問題視されているわけでもないかと、そのように思っております。確認はしているわけでありまして、どうしても御都合がつかかねたということで、また別な機会に来られて、堂々といろいろな御意見など賜る方ばかりでございますので、そういった御懸念の部分には及ばないかと思っておりますが、ただ行政といたしましては、そういう工夫を怠らないようにしていかなければならない、そのようにも感じてございます。できるだけ大勢の皆さんの意見が、この地域審議会の中で反映される、その工夫を今後とも努めてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 これにて、品田好博議員の一般質問を終了します。

次に、5番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇**齋藤議員** 3月11日、第1回定例会のさなかに起きた東日本大震災、マグニチュード9の世界最大級の犠牲者も万単位でした。改めて心から追悼させていただきます。

平成23年第2回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。大項目として、3点について質問いたします。

1点目、大空町における防災対策と防災教育について。3月11日の大震災後、毎日のように被災地からの映像を見て思うこと、また、住民にも聞かれることは、大空町がこんな大震災になったらどうなるのだろうか。そこで、小項目の1つとして、降ひょうや大雨などの自然災害や、地震などのいつ発生するかわからない災害から生命を守るハザードマップや防災避難地図の再確認と、町民への周知徹底及び防災教育の必要性と取り組みについて。

小項目の2つ目としまして、町内の避難場所の安全性について。

3つ目ですけれども、災害時における電気、水道などライフラインについて、町長と教育長に答弁をお願いします。また、これは前段の議員とも重なった部分がありますので、重なった部分の答弁は結構です。

2点目の大項目といたしまして、大空町における太陽光発電システムの設置についてです。小項目としまして、1つ、政府は、福島県の原子力発電所の事故を契機に、2020年度までに1,000万戸の屋根に太陽光パネルの設置を目指すとの国際公約を発表したが、自宅に太陽光発電システムを設置される方への町の助成制度の実績と、今後の取り組みについて。

2つ目の小項目といたしまして、町の公共施設への太陽光発電システムによる電力供給についての考えを、町長に答弁をお願いします。

大項目3点目です。住吉牧野の今後の対応についてです。小項目としまして、指定管理者制度の可能性について。

2つ目、牧野内の遊休地の有効利用について、町長の答弁をお願いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 齋藤議員から、3点にわたって一般質問をいただきました。

1点目の防災に関係することですが、町の地域防災計画においては、地震の想定をマグニチュード6.5から8.25、最大震度は5強というものを想定してございます。体制といたしましては、震度3以上の地震が発生した場合、災害対策連絡本部を、また、場合によっては災害対策本部を設置することとしてございます。ハザードマップ、避難地図につきましては、平成20年3月に作成をし、町民の皆様に配布をさせていただいたところでございます。

しかし今回、国が、震災を受けて防災計画を見直すと言われております。北海道も、当然地域防災計画見直しが行われます。私どもの町の防災計画も見直していかなければならないものと、そのように認識をしております。しかし、国と北海道との計画の

整合性をとらなければならないわけでありますけれども、それができ上がってからということになりますと、非常に遅くなってしまうことになろうかと思います。そのため、基本的なルールや普及啓発活動など、できることなどは事前にあらうかと思いますので、今年度からそういった見直しの作業に入ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

町の防災の避難場所などについては、避難所と一時避難場所に分けて指定をしており、避難所は45施設、避難場所については24カ所指定をしております。先ほど、中堀議員への答弁でもお答えしましたように、この施設のうち耐震性が確認されているものは60%でございます。残りの部分については、耐震性が不確かであるというようなことから、地震災害時においては避難所としての機能を有しない場合があります。水害などの場合と、例えば地震などの場合と、その災害の種類によって避難所を選定していく必要があるのではないかと。こういったところからも、防災計画の見直しというものが必須のものであると、そのように現在感じているところでございます。町では、いろいろな資材などを備蓄しておりますけれども、これも緊急的な、一時的な対応にしかなってございません。町民の皆さんに啓発活動していく中で、みずからの備蓄、対応というところについても御理解を賜っていくように努めていかなければならないと感じております。

災害時大切になりますのが、ライフラインと言われるものであります。停電になった場合、私どもでは正直申し上げて対応するすべを持ち合わせておりませんので、北海道電力さんの対応にゆだねることになろうかと思います。緊急的な部分については、現在町としては発電機を10機確保しておりますが、長時間の対応は難しい状況でございます。

水道につきましては、ポリタンクで水を配布するということを考えるわけでありまして、このポリタンクを備蓄している状況でございます。しかし、断水が長期化するような災害となりましたときには、近隣の市町村、また、自衛隊の応援などを要請するというところになろうかと思います。このほか、日本水道協会と北海道との間で締結している覚書によって、応援をいただくことも必要になってこようかと思います。

また、通信が不能となる場合もございます。そういった状態を想定いたしまして、衛星電話機を備えることとしているところでございます。

防災に対応するためには、当然計画ですとかマニュアルと言われるものも必要になりますし、訓練も必要だろうと。さらには、その対応する組織というものも必要でありますけれども、それは一つの目安であって、状況に応じた的確な判断、決断をしなければならぬものと、自分自身にはそのように言い聞かせているところであります。そういったことを体で感じたいというような思いから、この5月に被災地に立ったところでございます。

2点目の太陽光発電の関係でありますけれども、町の住宅用太陽光発電システム導入費補助金制度は、平成20年度から実施をいたしております。平成22年度までの3カ年間で48件の設置、この補助を受けての設置がありました。また、平成23年度は19件の申し込みがある状況でございます。この制度につきましては、要綱で進めさせていただいておりますが、平成24年度までの期間といたしております。その

期間において、引き続き補助の予算を確保してまいりたい、そのように思っているところでございます。

現在公共施設などで太陽光発電システムを設置している施設は、女満別小学校、そして東藻琴の生活支援ハウスなどがございます。生活支援ハウスにおいては、設備費が2,930万円、太陽光発電に係る分としてかかっておりますが、そのうち1,400万円の補助を受けて、町としての当時の設置費に対する持ち出しは、1,530万円でありました。現在年間約3万1,000キロワットを発電しているような状況であります。みずからの施設に使っているのが約1万4,000キロワット、売電をしている部分が1万7,000キロワットあります。単価は24円でお売りしておりますので、年間約40万8,000円、電気を売ったお金として収入となっております。そのほか、自分で使っている部分を金額に換算しますと20万5,000円、合わせますと61万3,000円ほどが発電にかかって、町の軽減になったり収入としてなったりしていると。これを、先ほどの町が持ち出した1,530万円の分の投資で割り返してみますと、25年間で大体同じ金額になるというような状況があります。公共施設に設置していく場合、いろいろな場合がありますけれども、費用対効果というようなところも考えなければならぬかというふうにも思います。

また、通常の御家庭の場合、昼間太陽光システムで発電したものを売ります。日中御家庭にいないような場合の方は、使用量が少ないので、たくさん売ることが可能になります。このときの金額は、ある程度高い金額が設定されておりますけれども、逆に夜使うときには深夜電力なので、安い料金で使うことになりますので、そういう御家庭が費用対効果を考えたときには、経費の面からいうと非常に効果が高いと言われております。ですので、町の施設などにおきましても設置する場合は、その施設の利用形態がどのような状況になっているか、そういうことも一つの判断材料になろうかと思えます。

また、先ほど耐震の話もありましたように、敷地などが十分でないような場合については、施設に設置をする場合があるかと思えますけれども、躯体として大丈夫かどうかというようなことも、あわせて考えなければならぬかと思えます。そういったものを総合的に判断して、設置をするかしないかというようなことを考えていかなければならないのではないかと思います。

しかし、その節電でありますとか太陽光、さらにはそのほかの新エネルギーの活用というものが、行政としてのこれからの使命にもなってくるのではないかと思います。さまざまな状況を見きわめながら、今後対応することに心がけてまいりたいと、そのように思います。

3点目の住吉の町営牧野、あわせて肉牛センターの管理運営、これは、現在は実質的には、従来町の職員であった方が退職しておりますが、その方をお願いしているような状況になってございます。平成19年に指定管理者制度の導入を検討いたしました。公募いたしましたが、応募者がいなかった経緯がございます。その後、畜産関係団体の方々ですとか、いろいろなところに管理についていろいろな打診をしておりますけれども、現実には前に進んでおりません。いつまでも現行の体制でというわけにはまいりませんので、指定管理者の方式、また、業務の委託の方式、管理人を公募す

る方法などの比較検討作業に入っております。平成23年度中に今後の方向性を出す
こととして作業に入っておりますので、もう少しお時間をいただきたいと、そのよう
に思います。

住吉牧野は、大空町女満別住吉と、さらには網走市の越歳にまたがって設置をされ
て、面積は475ヘクタールでございます。現在の放牧地として使っておりますのは
133ヘクタール、未利用地が342ヘクタールとありますが、ここについてはさま
ざまな御意見、また、アイデアをいただきます。山林として活用してはどうか。さら
には、観光などで使えないかというような御意見もいただく場合がございます。町と
して、必要な草地面積はいかばかりかということをしっかりと確認をしながら、それ
以外の場所の活用などについてもあわせて検討していきたいと、そのように考えてい
るところでございますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げ、
答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 齋藤議員からの防災教育についての御質問に対しまして、御答弁を申し上げ
ます。

子供たちが、日ごろから自然災害の発生メカニズムや地域の自然環境、あるいは過
去の災害や防災体制を理解し、日常的な備えを行うとともにみずからの安全を確保す
るための行動が迅速にとれる、そのような能力を身につけさせるための防災教育とい
ったものが、大変重要であると思っております。

町内各幼稚園、学校での防災教育の取り組み状況でございますが、毎年火災や地震
を想定いたしまして、年2回から3回ほど災害避難訓練を、大空消防署の協力を得ま
して全幼稚園、学校が実施しております。また、冬期間の吹雪など悪天候や緊急時の
対応も想定いたしまして、集団下校訓練も実施しているところでございます。さらに、
日ごろからの児童生徒への指導といたしましては、授業や学級活動の場面でも紙芝居
やビデオなどを活用いたしまして、自然災害のみならず、交通安全、防犯、不審者対
策についても繰り返し教育を行ってきております。

既に実施いたしました、春の災害避難訓練の学校の状況について申し上げますと、
子供たちはこのたびの東日本大震災のことを強く意識し、皆真剣に訓練に臨んでいた
とのことでありました。今後も各学校に備えつけの学校安全マニュアルを基本といた
しまして、危機管理体制を万全にするとともに、子供たちの安全確保のため適宜防災
教育を実施してまいりたいと考えております。

以上、齋藤議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 町長の答弁で、平成20年の3月にマグニチュード6.5を想定してマニ
ュアルをつくっているということだったのですけれども、今回政府がよく使う言葉で、
今回の震災においては想定外だった。なかなかいいようで簡単な言葉なのだけれど

も、今回一番困ったのは地震があって津波が来た。その後、要するに放射能、これは、昔いろんな大きな地震があったと思うのですけれども、恐らく地震と津波だけだったと思うのですけれども、今回はそれに加えて放射能がありました。その中で、恐らくこれが想定外だったのかなと思うのですけれども、最初は原子力は安全だ、安全神話がかかり叫ばれた時期がありました。それがことごとく崩されて、いろんな農家の間でもつくりたい野菜もつくれない、米もつくれない、牛はそのまま放置されている。そんな中で、仕事はない、仮設住宅をつくっても入り手がない、今のままでよい。というのは、仕事がないからお金もないから、要するに、与えられたものと言ったら悪いのですけれども、自給自足はできないのだということを言っているのだと思うのですけれども、このような中で本当に大空町で、もしここまで来た場合、ということが考えられるのか、その辺。町長も被災地に行ってきた。テレビで見るとは、恐らく違うものがあつたのではないかと思うのですけれども、その中で想定外と言われるようなことが本当にどういうものなのか、それも町長、お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 何か、はやり言葉のように想定外という言い方がありますがけれども、余り使いたくないなというふうに思って、心がけているところであります。

私どもの町で、もし同じような状況になったら、どんなことが考えられるだろうか、そんなことを思いながら現場に立ってみました。私どもの町でいいますと、この市街地の、女満別でいうと、この市街地のところが、例えば津波が来たような場合については、残るのは夕陽台とか眺湖台とか、そういう高いところしかないのではないだろうかというような印象を受けたところであります。この市街地そのものも、標高からいうと10メートルぐらいの高さはあろうかと思えますけれども、今回の津波の高さを当てはめてみると、この市街地もすっぽりと埋まってしまう、同じ規模が来ればそういうようなことなのだろうなど。

いかに、まず行政機関ですとか、そういう連絡体制をきちっととれるかどうかというところに一つポイントがあろうかと思えますし、まず最低限の生活を確保するための手だて、先ほど言ったライフラインというものをしっかりと回復させる、そのところがまず第1番目ではないかなと、そのように感じてきたところであります。ただ、私の行ったのは5月の初めでありますので、それから状況は一月半以上たっております。いろいろ報道を見ておりますと、時事刻々と必要なもの、対応しなければならぬものというものが変わってきているように、そのように受けとめて見ております。ですので、その対応のスピード感というものが現場の中では最も求められるものではないか、そのように受けとめて帰ってきたところであります。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今、町長の答弁にもありましたけれども、恐らく大津波が来たら低いところ

が塩水に入ってしまうのかなと思いますけれども、今後家を新築したり、また、建て直したりする方もいらっしゃると思うのですけれども、町としてそういう低いところに住んでいる方への対応の仕方とか、そういうことは考えられないのかなと思います。

静岡県の防災センターというところがあるのですけれども、ここでおもしろい防災対策をしているのですけれども、それは何かというと、木造住宅に対して耐震性診断書、これは無料でこういうのをつくっているそうです。なかなか木造住宅、今回のテレビ放映を見ていても、一番先にぺっちゃんこになったのは木造だったのかなと思って見ておりましたけれども、なかなか、特徴のある防災対策って具体的に何なのかと言われても、自分でも見当はつかないのですけれども、将来的に、さっき町長のおっしゃるとおり高いところは残るのだろう。でも、低いところは水の中かなと思うのですけれども、それに対応できるような考えというのはどうなのでしょう。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どもの町に、あれと同じ規模の津波が押し寄せたことを想定して、先ほどはお話をいたしました。ただ、私どもの地域、東藻琴の地域より女満別の地域のほうが海岸線に若干近いというようなことで、もし私どもの町の市街地が先ほど言ったように、壊滅的に津波に襲われるということであれば、もっと沿岸部に近いところは30メートル、50メートルというような規模になるのではないかと。今回、国は、マグニチュードの大きさでありますとか、例えば北海道におけるオホーツク海沿岸の地震の規模などを想定して、津波予想図みたいなものをつくりましたけれども、さらにそのマグニチュードの度合い、津波の高さというものも上げて計算しなければならないのではないかというふうに思っておりますが、当面今回と同じような規模の津波というようなことで考えますと、市街地の部分までは、私は至らないのではないかと。ただ、現実には例えばトマップ川の周辺、さらには湖畔の地域、さらには網走湖に隣接をする低台地帯のところとか、そういうところについてはさらに、今まで以上にそのハードルを高くして防災に対する意識というものをつくったり、対応していかなければならないのではないかと、そのように考えております。

国全体でいえば、耐震性のある住宅に切りかえていかなければならないというようなことの政策が打ち出されてきつつあります。今回公営住宅などの耐震化計画などにおいても、私どもの町の民間住宅などについても一部調査部分がかかっておりますけれども、今後そういうようなものについて耐震性を高めていくような、耐力度を高めていくような、そういう政策というようなものも必要になってくるのではないかと、そのように感じているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 先ほどの答弁の中で、もう一つ気になったことは、こういう地震が起きて一番復興したいのは、やはりライフラインであろうということだったのですけれども、確かにそのとおりだと思うのですけれども、なかなか実際あれだけのものが来たら、

発電機を持っていたとしてもそこに持っていけるのかとか、なかなか具体的には難しいのかなと思いますけれども、それはともかく、自分たちが一番考えるのは、大槌町でしたか、役場自体がそっくりなくなった町がありましたけれども、その中でやっぱり公文書の管理というのが一番気になる場所なのですけれども、戸籍台帳、また、固定資産台帳、そんなような住民の大事な財産にかかわるものが、どのような形で保管されているのか、それもお聞きしたいなと思うのですけれども。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 公文書の管理につきましては、役場におきましては地下の書庫に……
(何事か言う者あり)

◇総務課長 公文書関係については、地下の書庫に入れてございます。あと戸籍関係につきましては、1階の耐火書庫に入れてあるのと、あとは法務局のほうにもありますので、そちらのほうはそういう体制になっている。総合支所のほうも、1階に耐火書庫というのがありまして、そういうところに保管をしております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 公文書の管理が、地下に書庫があるというのは初めてわかったのですけれども、そこで管理されているというので安心しました。

先ほどこの中で防災教育についても確認したかったのですけれども、先ほど教育長からいろいろ、今までの訓練なり流れについてはお話、答弁いただきましたけれども、今回かなりの児童生徒が福島県から、または宮城県から東京都のほうに疎開した子供たちがいました。その中で一番思ったのは、福島県から来たというだけでいじめに遭ったり、本当にそれがいいのかな。小さいから仕方ないのだと言われればそのとおりなのですけれども、なかなかそういう防災に対しての、今回放射能が来るといじめられたみたいですが、そういう教育の仕方ってなかなか難しいのだろーと思いますけれども、そういう防災の教育の仕方、そういうのも必要だと思うし、また、逆に先ほど前段の中堀議員も言っていましたけれども、心のケアといいますか、なかなかしこりは取れないと思うのですけれども、そういう形で心のケアについてもいろんな形がありましたら答弁、教育長のほうからよろしくお願いします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 今回の大震災における、福島県だけではなく東北の子供たちが、避難地に避難してのいろいろないじめですとか、そういうような事案の報道もあったということで、それらについての教育的考え方がありますとか、子供たちへの心のケアについての御質問であったかと思います。

やはり、日ごろからいじめ問題でありますとか不登校問題というのは、日常的に先生方もまた学校全体として取り組んでおりますし、また、道徳という一つの人間を尊

重する、人格を尊重するという人権教育というものについては、全国の子供たちが道徳を通して学んでいるわけでありまして、特にその住んでいる出身地でそのような誹謗中傷的なことを、同じ世代である子供たち同士が行うということはあってはならないことでありまして、改めてこういうようなタイミングをいいきっかけとして、それぞれ各学校で改めてそのような視点からでの教育、防災教育や人間形成における道徳上の教育というものに、しっかり力を入れて指導をしていかなければならないというように思っております。

また、このたびの震災で被災した子供たちは、住む家を失っただけではなくて、親、兄弟あるいは友人といった方々もあわせて失ったことから、大きな衝撃と心に深い傷を負う事態となったわけであります。被災された方々の発する言葉はどれも非常に重くて、ある中学生は普通の生活が普通でなくなり、普通でないことが普通になったと、このように語っております。子供たちが平常心を取り戻すには、相当の年数がかかるのではないかなと思っております。このようなときに、やはり心許せる大人がそばにいて、しっかりと寄り添って安心感を与えながらゆっくりと心のケアを行うことが、大変重要ではないかと思っております。

大空町でそのような事態は起きてほしくはありませんけれども、そのようなことになった場合、心のケアとして考えられる方策として申し述べますと、やはり身近な学校の先生、学校の担任の先生を初めとして養護教諭の先生、教育委員会に配置しております家庭教育相談員、さらに役場、保健福祉担当部局の保健師や主任児童委員さんなどとも連携を図りながら、チーム体制で心のケアに当たっていかなければならないのではないかと、このように思っております。また、北海道に対しましても、カウンセラーなどの専門職の派遣を要請してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今回の震災を見ていましたら、復興という形で、いろんな形で行われているのですけれども、まず復興というと箱物、そして道路の復興が優先されております。今、心のケアと言いましたけれども、やはり人間の復興というのでしょうか、そういうのも大事だと思うのです。その中でボランティア活動まで目がいくのかなと思います。口では簡単に言いますが、実際になかなかできないことだと思うのですけれども、みんな困ったときに助け合う気持ち、昔は、教育の中で道徳と言ったほうがいいのか、そういう教育もあったのですけれども、今は本当に薄れていて、隣近所でもあいさつしない。そういうところから、なかなかボランティアまで行く人も少ないのかな、ちっちゃい子ならそういう気がします。その中で1つ気になったのは、今各学校にAEDとか設置されているのですけれども、実際使えるかといったら使えないのです。そういう使い方って皆さんわかっているのかな。実際そういう形でも防災教育って必要ではないのかなと思いますけれども、最後にそれだけお聞かせ願います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇**教 育 長** 緊急時の対応という部分で、各学校にA E Dの配置も既に完了して備えつけてございます。毎年度、消防の協力を得まして、各学校の先生については一定の救命講習を受講していただいておりますので、また、新たに転入されてきた先生に対しても重点的に受講いただくというような形で、緊急時の対応が速やかにできるような、そういう体制に努めてきているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

◇**議 長** 5番、齋藤宏司議員。

◇**齋藤議員** 1つ目の防災については、これで終わりたいと思います。

2つ目の太陽光システムについて、再質問させていただきたいと思っております。太陽光システム、これは全国的な規模でいろんな形で助成なり、かなりの勢いで広まっていると思うのですが、これも皮肉なことにこの震災がきっかけだったのかなとも思っています。原発の神話が、これほど簡単に崩れるとは思いませんでした。これから夏に向かって、電力に対してなかなか大変な時代が来るのだらうと思っております。その中で、太陽がいいのか風力がいいのか、いろんな形で自然エネルギーというのはたくさんありますけれども、そういう形で目を向けていくしかないのかなと思っておりますけれども、大空町においても3年間でかなり設置されているようですけれども、今後やっぱり太陽光をつけてはみたいのだけれども、なかなか資金がないのだ。その中で、町で融資制度というのは考えられないのだろうか。実際にこの融資制度をやっているのは、札幌市とか帯広市とかかなりの、町村はないのですけれども、市でやっております。その中で帯広市あたりは、上限150万円で無利子という形でやっておりますけれども、そういう形でせっき大空町、日照率は日本でも有数の地帯です。その中でいい機会だと思うのですけれども、融資制度を考えられないのでしょうか、町長、答弁をお願いします。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 現在、補助金の仕組みを本町で持っております。このほか町内の金融機関、当然、有利子でありますけれども、太陽光発電などの融資制度もあるというふうに聞いてございますが、利用の件数というのは伸びていないような状況だというふうに聞いてございます。当然、有利子という部分がその課題になっているのかもしれない。

ただ、現在、先ほど言ったように平成24年度まで補助制度を持っておりますので、まずはこのところを推し進めて御利用いただくということが必要ではないか。補助も融資もというところまでは、現在としては考えていない状況にあります。平成24年度までの今の補助制度でありますので、その後どうするかということを検討するに当たって、御提案の融資というようなことも当然含めて考えていかなければならないのではないかなと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 先ほどの1回目の質問の中で書きましたけれども、国では1,000万戸の屋根に太陽光パネルを設置するのだという、国際公約というのでしょうか、あるそうなのですけれども、その中で大空町は、来年度までは補助事業がありますよということなのですけれども、将来的に、せっかく日照率の高い地帯、その中でその補助事業、両方とは言いませんけれども、どちらか継続していただきたいなと思っております。

それと、もう一つ、公共施設に対しての太陽光の関係ですけれども、女満別小学校の新築に当たりまして、いろんな形で太陽光の話が出ましたけれども、なかなか実現はできなかったのです。その中で、今後体育館もこれから建っていくわけなのですが、その中で今後のエネルギー、電気の供給という形で少し公共施設にもそういう形で考えられないのかどうか、具体的にどうでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在の補助の後の対応につきましては、御意見なども参考とさせていただきながら今後検討を進めてまいりたいと、このように思います。

女満別小学校の体育館につきましては、既に設計もでき上がっておりまして、従来皆さん方にもいろいろな御議論をいただいていたところでもありますので、今そこに太陽光の部分を変えてつけるというような考え方はございません。ただ、先ほど言いましたように、施設によって効果的に運用ができる可能性のものもあるのではないかと、そういうものをしっかりと見きわめていきたいと、そのように考えてございます。既存の施設などの場合には、設置をするということになっても、そのことに対する国などの助成制度というものは、まだ打ち出されていないように思います。新しいものをつくるときにあわせてということであれば、当然可能性としては高いのではないかと、そのように思っておりますので、既存の施設などについては、その施設の特徴だとか立地の問題、また、構造の問題、経費の問題などについて考えながら進めていきたいと、そのように御答弁させていただきたいと思っております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 2つ目の太陽光については、今答弁いただいたので、結構だと思っております。

最後の3番目なのですけれども、住吉牧野についてなのです。町内にあった東藻琴の町営牧場も、ことしですべてなくなるようなのですけれども、住吉牧野についても、自分も畜産振興協議会に入っているわけなのですけれども、ことしじゅうには方向性を出したいということを聞いておりました。その中で具体的には指定管理でいくのか、また、売買してしまうのか。実際、先ほどお聞きしましたら、475ヘクタールあっても実際133ヘクタールしか使っていないのだということだったので、

それに対してどのような形で方向性を出しているのか、その辺よろしくをお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 どういった方向性を出していくのかということについて、検討しているということなのですが、今思っておりますのは、少なくとも今の面積については草地、放牧地として必要だというふうに思っておりますので、その部分については、当面将来とも草地として維持をしたい。ですので、そこを管理していかなければならない。その管理の方法を、例えば農協さんのような組織に指定管理というようなことでお願いができるかどうか、そういう案が1つ。また、直営方式にして、部分的な業務を委託させるというような方式もあろうかと思えます。もう一つは町が、例えば嘱託の職員等々を確保して、全くの直営で当たるという方法などがあるのではないかというふうに考えているということでございます。それ以外のものについては、まだ十分な検討がなされていない状況でございまして、御提案の中からは山林として活用したらどうかと。また、観光施設に衣がえをしてはどうだというような御意見などはいただくことがありますけれども、方法については具体的な検討が進んでいない状況でございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今の答弁の中で、草地として維持をしていきたいということだったのですけれども、草地、実際聞きますともう12年たっているそうなのですけれども、果たして、更新の時期ではないのかなと思っております。これが更新すると何千万円単位でかかるのですと担当者は言っていましたけれども、その辺でどうなのでしょう。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 担当者が何と言ったかわかりませんが、必要であれば草地更新もしていかなければならないと、このように思っております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 わかりました。1点目の小項目については、それ以上はお聞きしません。

2点目の有効利用、遊休地に対しての有効利用についてなのですが、実際475町あるうち、342ヘクタール遊休地があるそうなのですけれども、恐らくほとんど傾斜地だと思うのです。また、その中で使える……観光地で使えないのかというふうに、一度町長にも聞いたこともあったのですけれども、その中でいろんな使い方あるのだけれども、農業振興地域にひっかかってなかなかできないのだという話があったのですけれども、その辺がどうなのか1つ。

もう一つは、近くに北海道電力の送電線が走っているのですけれども、今これを出

していいのかあれなのですけれども、ソフトバンクが全国で10カ所メガソーラーというのを建設募集しております。その中で公共団体も賛同してくれませんかという文書が出ておりますけれども、そういうお考えはないのかどうか、その辺2つ、よろしくをお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 住吉牧野、先ほど申しましたとおり、住吉の地域と網走市越歳の地域にまたがっております。当然その牧場のところについては、農業振興地域の区域の中に入っているというようなことがあります。農業以外のものに活用していくということになれば、その農業振興地域から除外をしていかなければならなくなってしまう。その除外をする手続等については、越歳の部分については網走市において手続をしていたかなければならないというような状況にあります。ただ、そのことの是非ももちろんでありますけれども、網走市において越歳の牧場の区域の部分が、十分どういった状況になっているかということについて、把握が十分でない部分もあるやにも聞いております。私どもの町の担当者とおわせて、その現況の調査というものをまずしっかりとやらせていただきながら把握をしていきたい。その中で将来の方向性が固まりましたときには、例えばどういった土地利用がいいのかということについて、手続が必要であればしていかなければならないのではないかと思います。

メガソーラー等々の話、北海道電力の計画の中にも、北海道でメガソーラーを進めるという話もございました。また、今回はソフトバンクの社長さんがそういうようなお話もされていると。私も考えないわけではなくて、どうなのかなと思ったのですけれども、私が素人なりに思うのは、もう少し平らなところ、日照の量といいましょうか、それはもちろんなのですけれども、平らなところでないと日照が十分に確保しづらいのではないかと。これは、素人考えです。あそこの、越歳のところにかかっている谷間のところ、ある一定の時間は確かに日が差すのですけれども、ある一定の時間になると影になってしまう。そういうことを考えると、そういう発電の場所として、ああいう沢地というのはどうなのかなという気がいたしております。しかし、これは私の素人考えでありますので、そういった場所の適否というようなことについて、ソフトバンクにはちょっと知り合いがいませんので、北海道電力だとかそういうところの関係的なところに、そのソーラーを設置する適地というものについては、どういようなものが考えられるのかというようなことについて確認をしながら、場合によってはああいうようなところでも十分に可能性があるというようなことであれば、積極的にその活用の方法というものも考えてみたい、そのように思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 先ほどから何回もお話ししましたがけれども、大空町は本当に日照率の高い地域です。その中で、大空イコール太陽だと思うのですけれども、その中でぜひ太陽光システムを考えていただきたいと思います。その中で、万が一震災になっても自家発

電、太陽光があるのです。せっかく避難所に行っても、発電機を持っていくまでは大変かもしれません。その中で、せっかくある日照を有効に利用していただきたいと思います。

最後になりますけれども、ぜひ太陽光については前向きに、先ほど町長もそういう考えはあるのだとおっしゃってございましたけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど1つ言い忘れたところがあったのですが、冒頭申しましたように、現在使っていないところは自然林化を大分してきております。そのところに設置をするということになると、当然伐採していかなければならない話になりますので、そういうところに対しての考え方というものも、まだまだ整理できているわけではないということについては、御承知おきいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、一団の土地として、今現在町としては使っていない、ああいう大きな面積のところがある。もう一つ言えば、町の土地ではありませんけれども、住吉の刑務所用地については502ヘクタール、現在でいいますと山林状態になっているのですが、伐採適期が来て、幾分伐採が進んでいるようなところもあります。ああいうようなところを、今のままの状態がいいのか、またさらに高度な活用する方法があってもいいのではないのか、そういう視点というのは大切かと思いますので、まずは先ほど言ったような適否などについて確認をしてまいりたいと、そのように思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇齋藤議員 終わります。

◇議 長 これにて、齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
これで、一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

平成 2 3 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・招 集 平成23年 6 月21日
- ・開 会 平成23年 6 月21日
- ・閉 会 平成23年 6 月22日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		建設課長
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、平成23年第2回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。
暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、9番、
勝田鉄城議員及び10番、小島一弘議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。
- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、12名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表として配付している
とおりであります。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第37号

- ◇議 長 日程第2、議案第37号 町道路線の廃止についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
阿部建設課長。

- ◇建設課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第37号 町道路線の廃止についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第38号

◇議 長 日程第3、議案第38号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

阿部建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、松岡克美議員。

◇松岡議員 議案の37号、38号については、何も異議を唱えるものではありませんし、よしとするものであります。

各課が連携されて素早い対応をしていただいたなというふうに、逆に感謝しているところでもあります。この地域については、大空町にとっても非常に貴重な財産でもありますし、この地域を今後どう守って、育てて、活用していくかということも大事な要素であろうというふうに思っております。今すぐに答えということは出ませんけれども、今後の課題として、どういう方向にもっていくかということの、もしお考えがあれば、町長でも結構ですが、お話をしていただきたいというふうに思います。

（何事か言う者あり）

◇議 長 理事者側。

山下町長。

◇町 長 今回、町道を林道に、また、林道を町道に認定するというので、議決をいただくということで提案させていただいた部分でございます。

新たに町道に認定させていただく住吉牧野線、この関係につきましては従来も住吉牧野に向かう車でありまして、ごみの最終処分場がある関係から、町の指定した収集車などのほか、一般の方々なども広く使われている部分でございます。それなりの管理もしてきたつもりでございます。

しかし、林道という扱いになっておりましたけれども、これからは町道ということでもありますので、今まで以上にしっかりとした対応の中で、町道管理をしていきたいと思っております。関連することといたしまして、林道に変えたところにつきましましては、林道としての役割、その周辺地域の環境のことなどを考えて、こちら

も林道としたことによって管理しないということではございませんので、管理をしていく中で車の通行などについては、一部制限を加えながら歩行者、または、例えば軽車両などでこの地域を通過されるというようなことについて対応できるような管理をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 7 番、松岡克美議員。

◇松岡議員 湖畔観光線の部分のこともお答えいただきたかったと思っているのですが、今後の課題として検討していただきたいなというふうに思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 湖畔観光線の、その林道の部分ではなくて、そのまま結果的に今、町道として残っているところ、このところにつきましては、私どもの町の財産であります女満別湖畔、こういったものがあるわけであります。そういうところについても、多くの観光客の皆さん方が入ってきてふさわしいような、そういう町道管理をしていかなければならないものと、そのように思っております。

先日、歩いて回ってきたときに、間もなく観光シーズンなのですが、まだ道路に雑草などが、舗装のところに随分まだあるなというふうな思いもいたして、担当課にも指示をしたところでございます。

さらには、この地域は網走湖に隣接しているということで、大雨が降ったとき、または、例えば大津波が網走市の沿岸に寄せて、それが結果的に網走湖に流入したようなことを想定したときには、そういう被害を受ける地域にもなろうかと思えます。

そういう中で、町道の維持管理というものは今後、重要な役割を担ってくるのではないかと、そのように思っておりますので、この湖畔観光線を今後も町道として認定していくところにつきましても、しっかりと管理してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇松岡議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 38 号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第３９号

◇議 長 日程第４、議案第３９号 物品の購入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋住民課長。

◇住民課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３９号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第４０号

◇議 長 日程第５、議案第４０号 物品の購入についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１０番、小島一弘議員。

◇小島議員 今の議案の説明によりますと、町内の業者９社に呼びかけたけれど、４社が棄権して、５社だけでやったけれども実際は落札ができなかったと。したがって、規定に基づいて最低入札価格業者である、提案されている業者にお願いしたと、こ

ういう話があったのですが、私はこのこと自体に異論を唱えるものではありませんけれども、もうちょっと詳しく、わかる範囲内でなぜこんな事態に立ち至ったのかという、一番大事なところを説明していただかないと、後から禍根を残すようなことがあってはならぬと思いますし、納車もどうなるのかと、そういう時期についても正確にお伝えしていただければ、別に反対するものではありませんのでしたと思います。

◇議 長 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 今回の購入の関係につきましては、購入する車、ディーゼル車でございますけれども、排ガス規制がございました。入札から納品の期間の間に排ガス規制の適用が変わるということで、そういう関係で対象車種が限定されたという形でございます。

私のほうでも、国土交通省等と確認をとりまして、車種の確認をしましたけれども、排ガス規制の数値はクリアされておりましたけれども、実際のところ5車種あったところ3車種が納入できないという結論に達したところでございます。

そういう関係上、こちらのほうで当初示しておりました納入期限、11月末日でございますけれども、納入期限までに納めることができないという業者の方がおりました。その方々が、4社という形になってございます。あとの5社につきましては条件をクリアしたということで、今回5社の入札という形になりました。

以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 基本的に了といたしたいと思いますが、入札の際には今後気をつけて、何か、今あわてて出て、資料は説明を求めると出てくるのですけれども、いろいろ憶測を呼ばないためには、あらかじめ対象のものが限定されているとか、そういうものについてはそういう判断で、ちゃんとやればいいのですよ。それでないとだめだという根拠があるのであれば。そういうことではない、このほかの入札にも関係する可能性があるので、今後は、その辺については慎重な取り扱いを求めたいと、私は思いますので、余りいろいろな憶測を呼ばないようにしていただきたい。

このことについて、私は別に反対ではありません。

◇議 長 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 今後、最善の配慮を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただいま小島議員から御指摘のありましたことを十分重く受けまして、適切な執行に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

◇小島議員 終わります。

◇議長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第40号 物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第41号

◇議長 長 日程第6、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議長 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議長 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第41号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議長 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決さ

れました。

◎日程第7 議案第42号

◇議 長 日程第7、議案第42号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 過疎地域自立促進市町村計画の変更ということで出てきております。一般廃棄物最終処分場の焼却炉解体事業が改めて位置づけられたということなのですが、ちょっと確認なのですが、予算化は既にされているわけなのですが、過疎計画に載せるということが後になって出てきたということは、過疎債を含めて検討したいという意味合いが込められているのでしょうか。その辺をちょっと、裏づけといますか、背景を説明していただきたいと思います。

◇議 長 山本総務課参事。

◇総務課参事 小島議員の御質問にお答えします。

当然、今おっしゃったとおり、町としても有利な方法でこの事業を進めたいということでありまして、オホーツク総合振興局のほうとも相談した中で、軽微な変更として過疎地域自立促進市町村計画に載せて、過疎債を利用することができるということの協議が調いましたので、今回変更させていただきたいと思います。

御理解をよろしくお願いいたします。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを

採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第４３号

◇議 長 日程第８、議案第４３号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋住民課長。

◇住民課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４３号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号 大空町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第４４号

◇議 長 日程第９、議案第４４号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、もうちょっと詳しく教えてもらいたいと思っているのは、課税の基準額そのものの仕組みは変わっていないと、応益応能の割合についてですね。この機会に、こういう種の条例を出すときは、そういう資料も添付してもらおうと、他町村との比較その他を含めて、非常にわかりやすくいいのではないかなと思っておりますので、その辺なども含めてお答え願えればと思います。

◇**議 長** 大槻福祉課長。

◇**福祉課長** 今回の改正につきましては、限度額の改正という部分で、先ほども説明いたしましたように、地方税法に基づきまして改正するというところでございまして、国民健康保険税の税率につきましては、今回改正しないということとしてございます。

今回改正する部分のみの資料ということで、新旧対照表でお示しをさせていただいたところでございまして、税率の改正等がないということで、それらの資料については添付していなかったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇**小島議員** 終わります。

◇**議 長** ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第44号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第45号

◇**議 長** 日程第10、議案第45号 大空町営牧野条例の一部を改正する条例制定に

ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤産業建設課長。

◇**産業建設課長**（提案理由説明）

◇**議 長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** ちょっとだけ聞かせてください。

これは、過日の産業建設常任委員会でも説明があつて、私は、実はちょっと疑問点を尋ねて、きのう教えていただいたのですが、その際に確認し忘れたことなのですけれども、この3牧野そのものが全部草地で、立木その他、そういうものは一切ないのでしょうか。

◇**議 長** 伊藤産業建設課長。

◇**産業建設課長** ただいまの御質問ですけれども、草地として利用している部分、それから、附帯地といたしまして雑木が若干生えている部分がございます。それをあわせて、今回廃止ということで考えてございます。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** そうだとすれば、これはその後の問題になりますけれども、産業建設常任委員会で説明があつたように、利用者を尊重して、過去の経緯を尊重してそちらに譲渡したい旨の話も聞いております。特別異論はありません。

しかし、立木その他を、雑木であるといえども、周辺の砂防ダムの指摘もさせていただきましたので、それを刈らない、伐採しないという条件で行うということで理解していてよろしいのでしょうか。あるいは畑作転換とか、いろいろなことも可能なのだということなののでしょうか。あわせてお尋ねします。

◇**議 長** 伊藤産業建設課長。

◇**産業建設課長** ただいまの御質問ですけれども、現状のまま利用していただくということで、条例上の牧場につきましては廃止させていただきたいと思っておりますけれども、その後の利用につきましては現状のまま利用していただくということで、雑木等を伐採したり転用したりということは、今のところ考えてはございません。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** これで最後にします。

ということは、今の課長答弁にあったように、現状のままという条件つきで譲渡する予定であるということだけ確認させていただきましたので、これで終わります。

◇**議 長** 伊藤産業建設課長。

◇**産業建設課長** そのようなことで、現状のまま利用していただきたいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇**小島議員** 終わります。

◇**議 長** そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第45号 大空町営牧野条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。
したがって、議案第45号 大空町営牧野条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇**議 長** ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

◇**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第46号

◇**議 長** 日程第11、議案第46号 平成23年度大空町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、品田好博議員。

◇品田議員 歳入において、前年度指定管理料精算金、ちょっと声が小さくて聞こえなかったのですが、きちっとした内容で教えていただきたいと思います。

それと、指定管理者制度になりましてから、結構町民からのクレーム等があったと思うのですが、その辺をどんなふうにとらえて、指定管理者との間で精算等をやっておられるのか、その辺をお聞かせ願いたいと。

それと、39ページ、住宅リフォーム促進事業補助金についてでございます。

一問一答ですので……。住宅リフォームについては4月1日に応募しましてですね、2カ月間たって、やっとうこういうふうな結論といいますか、こういった形で出てきたわけでございますけれども、緊急質問をした経緯もありますので、検証質問という形でさせていただきたいなと。

住宅リフォーム事業は、これは大空町としての政策決定をしたと。その上で、予算提案までのプロセスの中で、事業執行に関しての想定範囲で予算の査定、副町長、町長査定をとおして実現化されたものでありますけれども、そのときに、想定を上回る場合についてどうするかというふうなことがあったのか。また、募集期間等が適切かどうか、どんなお話があったのか。また、助成率は他町村と比べ、適切であったかどうかの判断をどのようになさったか。また、業者が申請手続になっているようでございましたけれども、この申請手続に問題はないか、その辺の確認があったのかどうか。それともう1点、1回目で閉じたときは34件、今回の想定が81件という形で聞き及んでおりますけれども、この115件の、もしか議決がなされれば、それが及ぼす工事費ベースがどのくらいになっているのか握っておられると思いますけれども、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 阿部建設課長。

◇建設課長 指定管理料の、雑入で400万円見ておりますけれども、この関係につきましては年度協定によりまして、5%を超える部分についてはその都度協議することになっておりまして、今回協定の中で500万円を超える、5%を超える部分がありましたので、協定に基づき返還していただいたということで、額が400万円ということでございます。総額では1,000万円近くありますけれども、5%分を引いた部分の余剰金を返還していただいたということでございます。

それと、指定管理に出しましてからの苦情の関係でございますけれども、道路の除雪の関係ですとか、それから春先のグレーダーの運行ですとか、その辺について苦情といいますか、御意見がございましたけれども、その都度指定管理者と協議しながら住民の方に満足いただけるような対応を進めているという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 住宅リフォーム促進事業補助金でございます。まず経過から申しますと、地元経済活性化対策の一環として、平成23年度から3年間、個人住宅の改修にかかる費用の一部を助成するという事で始めた事業でございます。助成額は、30万円以上の工事で助成額が3分の1、限度額が30万円ということでございました。また、工事の施工業者は町内の商工会の会員の業者に限るということで始めたところでございます。

広報で周知しながら業者説明をし、4月1日から受付をしたところでございます。当初の私どもの読みとしては約40件ということで、1,200万円の予算ベースでスタートしたところでございますが、年度当初仕事がないということもございました。また、他町村の例をとって4月1日から受付をいたしましたところ予想以上の反響で、12日間で約36件ということで、予算の範囲内にきてしまいましたので、そこで受付を中止させていただきました。

広報等には、6月で第1次集約というようなことを出しましたが、こんなに反響があるという、私どもの想定の方で、町民の方に大変混乱を招いたということで、大変反省をしているところでございます。

率なのでございますが、私どもの想定の方といたしましては、大空町に個人住宅が約2,000件ございますので、その中でやはり、申し込まれる方が6%から7%であろうという想定でございましたので、3年間で約120件という想定をさせていただいたところでございます。

大変御迷惑をかけたということを反省いたしまして、今回補正させていただいたところでございますが、業者のほうと協議しながら、どのくらい希望者がいるのかということで調査を依頼いたしましたところ、まだ今年度希望している方が、大体81件ほどおられるということでございますので、予算の入りもでございますので、私どもの制度を変更いたしまして、先着順から今後は81件分の事業採択申請というものを1回出していただきまして、その中で81件を超える場合は、厳正な形で抽選し、決定させていただきたいと。3年間の事業でございますので、はずれた方につきましては、平成24年度、平成25年度で申請していただくような方式に変え、進めさせていただきたいというのが、私たちの内部で検討した結果でございます。

また、業者の申請ということでございますけれども、代理申請を業者の方に協力いただいております。あくまでも、申請者は個人の住宅所有者ということになってございますが、補助申請でございますので、その内容等を精査するに当たり、業者の方のほうで事務がスムーズにいくということで御理解をいただいております。そしてまた、この事業の趣旨であります、町内業者が町内の皆様の住宅の関係で、より親密になっていただくということも背景にあるということで、御理解いただきたいと思います。

それから、事業の効果でございますけれども、今回、当初36件受付をいたしまして、2件ほど取り下げがございましたので34件でございます。ことしの最終募

集ということで81件を再募集させていただくわけですが、その工事ベースで試算いたしますと、115件で工事の額は、約1億9,320万円、今年度工事ベースで、経済効果として……（何事か言うものあり）

1億9,320万円が、私どもの試算になっているところでございます。

（何事か言う者あり）

◇**産業課長** 先ほど、個人住宅の6%、7%というお話をしましたけれども、それは市町村とのですね……（何事か言う者あり）

失礼いたしました。

補助率の、30万円でございますけれども、これと同じ率で実施している町村もでございます。また、隣の美幌町では補助率が、50万円以上で20%というところもでございますけれども、他の町村から見て人口割からいくと、30万円限度の3分の1補助というのが適正ではないかということで、判断させていただきました。

◇**議 長** 1番、品田好博議員。

◇**品田議員** 1番目の問題については、そういったクレームに対して電話等の対応で済ませているのか、それとも処理伝票とかがあって、そういうものをきちっと残しているのか、そういったことはやっていますか。ふれあいトークなどでも、かなりそういった指摘があるし、直接電話したら、わけのわからぬ対応をされた。それで、役場に電話した結果、中に立ってもらって、わかったというようなこともあったようでございますから、その辺のことをきちっと、伝票といいますか、てんまつ書というのですか、本当はクレーム処理というものを別なものにしたほうがいいと、私は前から提言しているのですけれども、そういったものをきちっと残しているのかどうか。

◇**議 長** リフォームの関係はいいのですか。

◇**品田議員** 一問一答でないの。混乱しちゃう。

◇**議 長** 違うのですよ。これは、一般質問と違いますから。

◇**品田議員** それでは、かなり課長さんもお疲れで、大変申しわけないと思っていますけれども、一応議会の責務というものもありますので、2カ月間何の広報もなく、いろいろな形であったと思いますけれども、いろいろ今説明をいただきましたけれども、課長さんの話は何回か聞いておりますので、これをパスをして、とっばじめに予算を計上してきた町長さんに、一つその辺のことを説明していただければと思います。

◇**議 長** 阿部建設課長。

◇**建設課長** 苦情の処理についてでございますけれども、基本的には文書でやり取りをする形で行っておりますけれども、緊急を要する場合には直接指定管理者のほうとお会いして直接指示をするような形、それから苦情等については、それぞれ電話ではなくて、直接、大空総合管理協同組合のほうと会いまして、その中で対応させていただいているということでございますので……（何事か言う者あり）

基本的には、記録で対応することにしておりますけれども、緊急で急ぐ場合等については、口頭で指示したりしている状況でございます。

◇**議 長** 川口副町長。

◇**副 町 長** ただいまの、住宅リフォーム事業に関して御答弁させていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの品田議員の質問に対してということでございますけれども、先ほど産業課長のほうからも当初の予算要求の段階でというお話をさせていただきました。この件につきましては、私もですね、その根拠というのは当然、総合計画の中で毎年ローリングをしております。その事業の中では、先ほど言いました根拠に基づいて、今ある戸数に基づいて3年間の事業ということで120戸という見込みを立てました。今思えば、時既に遅しということになると思うのですけれども、その辺の見込みの甘さが一番の原因になったのかなというふうに思っております。

また、その後の事務の進め方については、やはり私どもとして、町民の皆様を初め、事業者の皆様に変な御迷惑をかけたというか、いろいろな面で不安感も覚えさせてしまったのかなというふうに思っております。

そしてまた、議員各位にはいろいろな形で、町民から直接御意見等があったのではないかなというふうに思っております。この件に関しては、これを機にその辺、私がきちっと、もっと担当とその辺の見込みをきちっと立てて、町民の混乱を招かないように今後していかなければならないなというふうに考えてございます。意を新たにして、この事業に限らずほかの事業も含めて、そのような形で取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、どうぞ御理解を賜ればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◇**議 長** 1番、品田好博議員。

◇**品田議員** 建設課のほうの話は、わかりました。

これは、そんなに大きな問題になるわけがない事業であったと思います。まことに、そんなに大きな問題ではない、多くきたから、少なくきたからという問題ではないのですよね。これはもう、誰もがわかっているとおり、募集をしたときに抽選をするのか先着順なのかということが、まずもって明記されていなかったと。これがもう、第1の理由なのです。どんなにこようが、申し込み期限まで待って抽選すればよかったのですけれども、今、課長のおっしゃったとおり、早く業者に仕事を出したいと、そういう優しい心根からですね、また、小清水町方式と後出しで言っているけれども、そういう気持ちがあったと。それで、ろうばいしてしまって、

ストップしたのだけれども、このストップは課長さんが独断でストップしたのか。これは、第2の問題なのですよね。その辺を、また聞かせてもらいたい。課長さんの決断で広報に出したのか。その辺のことも、また大きなことになろうかと思うのです。

あと、募集期間、これは圧倒的に長い。隣の町から見たら、ものすごく長過ぎるのですよね。その辺の問題が、また絡んできていると。二重のミスみたいなものがあるのですよね。何ゆえに3カ月までもったのか。

後は、助成率ですけれども、この近隣市町村と並べ比べてやられたということは、よくわかるのですけれども、この助成率が想定を超えた場合、どういうことになるかということを考えれば、いわゆる3割近い助成率ですから、これはお客様にとっては、ものすごく飛びつきやすいといえますか、そういう効果があったと思うのです。ですから、もうその時点で既にオーバーヒートするという可能性は十分にあったと思うのですね、他町村から見れば。そして、その時点で他町村の、北見市及び美幌町の状況は、新聞等々で、もう皆さん知っていたわけです。かなりのスピードで上がっているということは、町民の皆さん方も、ある程度知っていたと思います。それと、先ほど課長さんから答弁があったとおり、115件で1億9,320万円、これは隣町で107件ですか、107件で3億1,000万円、工事ベースです。なぜ、こんなに上がるのかといたら、さっきの助成率と、ものすごく関係があるのですね。最低限度額と助成率の関係。50万円で20%、50万円。こちらは、30万円以上で、3割で30万円と。こういうふうになると、発注者側は当然考えるのですよ。50万円を入手するためには、何ぼの額を発注したら一番効果的かと。そういうふうにすると、工事ベースが上がっていつているのですね。それが、大空町と隣町との違いなのです。ですから、最大効果、最小の経費で最大の効果をねらうということを考えたときに、どうあるべきだったかという論議が、予算の査定の中であったのかどうか。そういう、2つ目の問題を提起しているわけです。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 募集をいたしまして、12日間で36件というスピードで申請がきたということでございまして、これは内部協議をいたしまして、止めざるを得ないということで判断をさせていただきました。それについて、まちのお知らせ号で町民の方に、募集が終わりましたというようなお知らせをしたところでございます。私の個人的な判断ではなく、内部で調整して判断をさせていただきました。

それから、助成率の問題ですけれども、御質問ですけれども、まず町内の住宅を改修している過去の例を、業者の方から聞き取り調査をいたしました。そうすると、大空町では100万円台の改修が多いというようなことが出てまいりましたので、それでは、せっかく助成という、こういう事業を行うのですから、手軽に使っていただける額がいいのではないかとということで、限度額30万円の、3分の1の補助ということでございます。先ほど、隣町の美幌町では5分の1で、250万円の工

事で50万円ですというような事業を展開しておりますので、当然経済効果と申しますか、工事ベースの金額はその辺で変わってくるのかなということでございます。

いずれにしても、私どもが参考にしたのは、やはり手軽に町民の方に事業を活用していただきたいということで設定をさせていただいたところでございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 それでですね、結果的に今回は抽選に至ると、こういうことになったわけですね。今回は。そうですね。そうすると、来年以降も抽選になると、こういう考え方ですね。そういったことが、はっきりしていかなければ、何も変えることが問題ではないわけで、それを早急にやるのが……。それまで待たないで早いうちに、当初これは、いろいろ騒ぎ出してから調べましたら、初めは58件だったのですね、業者の保有のものが。それが、どんどんどんどん業者ばかり集めて、どうだどうだどうだと煮詰めているうちに、どんどん81件になってしまうと。これは当然だと思えるのですよ。業者さんは、既に補正がつくのだと。補正対応だということで、どんどんどんどん販促行為でやっていっているわけですから。

◇議 長 品田君、もうちょっと短く質問してください。

◇品田議員 まあ、内容的にそういう問題でないわけで、ですから私は緊急質問したのですけれども、短く片づけられるというふうな言葉の……。質疑にならないですよ、これはね。趣旨がちょっと違うのですから。

まあ、そんなことで……。何を言っているのか、わからなくなってきちゃった。

この辺だと思えるのですよね。来年度以降のこともあるのですから。単年度ではないのですよね。ですからこれは、議会が終わってから、7月にまた募集ということを出されるわけですから、まだ1週間、2週間程度ある。ですから、本来これは、申請の手続のときにも申しましたけれども、本来はこれ、課長さんどうですか。普通であれば、代理手続ではなくて、本人さんが申し込んで、超えてから抽選したら、その抽選券を渡して、そして業者さんに赴くという形が、一番適切ではないですか。本来、それが普通だと思えるのですよ。その辺のこと。

(何事か言う者あり)

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 基本的には、住宅の所有者に申請していただくということでございます。

次回からは制度を変えまして、予算の中で抽選をさせていただくということで、3年間ございますので、御理解いただいていくというような考えでございます。

以上でございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 それでしたら、本人でとりあえず申し込んで、それから、当たってから、その本人さんが工事人を決めるべくやってもらって、書面の書き方は代理で構わないと思いますけれども、そういった形でやっていくということでもいいのですか。

(何事か言う者あり)

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 申請ですけれども、当然その中に工事金額を書くことになりますので、それは基本的に本人申請でやりますけれども、業者の申請でも基本は構いません。

ただ、オーバーしたときにはですね……(何事か言う者あり)

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時52分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田産業課長。

◇産業課長 あくまでも、申請の手続は住宅の所有者ということになってございます。

それで、今後なのですけれども、オーバーした場合、今回は81件なのですけれども、オーバーした場合につきましては、本人の出席を求めて公開抽選をさせていただきたいというふうに思っております。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと、ひとしきりに、いろいろなことがあった中で、大変わかりにくいところがあるので、初歩的なことをお尋ねしたいのです。

私は、3点ほどあるのですが、41ページの女満別学校給食センター管理運営費の456万7,000円のことです。このごろ耳がとおくなって、大変申しわけないのですけれども、総務課長の声が不思議なことに、よく聞き取れないのですね。それで、私は、3月に予算を策定して以降、補正される積極的な理由が、聞こえる範囲内で判断すると、予想よりもガス代がかかったとか電気代がかかったとか、こういった話ですよね。予想よりもかかった、かからぬといったって、もう1年間やってきたわけでしょう、少なくとも。そうすると、積算根拠が問題だったのではないかと思うのですよ。初めての年なら、まだわかるのですよ。

(何事か言う者あり)

◇小島議員 実質的には初めてなの。いやいや、だって、去年から行われているでしょ

う、給食センターの運営は。

(何事か言う者あり)

◇小島議員 そこも含めて、今、町長と一問……。言ってもしょうがないので、その、予算の策定上に伴って、初歩的なところが私には、ちょっとわかりにくいところがあるので、現場の意見もあるのでしょうかけれども、なぜそうなったのかということをもう少しわかりやすく説明をいただきたいということが、第1点です。

第2点がですね、これも先ほど関連議案の中で申し上げたことなのですが、35ページの町営牧野売払代、大変しつこいようで恐縮なのですが、ここにもう既に計上されているということは、もう売買譲渡契約が、事務処理的にはかなり進行しているというふうに解釈するわけですが、口頭でいろいろなお話は伺っていましたが、この契約は私が先ほど申し上げた趣旨の契約書の中身の中に、1項目きちっと入るのでしょうかということだけ聞いておきたいのですよ。必要であれば、個人情報にかかわる部分についての制限を踏まえながら公表していただきたいなというふうに、私の希望として、その考えがあるかどうか。その判断についてお伺いしたいと。

3番目、同じく35ページです。一般寄附金が99万9,000円で、科目存置の関係も入れて100万円あるのだという説明の中で、私はちょっと気になっているのですよ。私が議員になって以降、議員の以前からも、寄附とはいろいろな形で行われていたのですね。悪いことではないのですが、善意なのです。寄附をしていただくのは。ただ、寄附者のほうでは税額控除であるとか、いろいろなことも、もちろんあるのだと思うのです。金額によっていろいろ、どうなのか私は詳しいことは税務上知りませんが、地方自治法上でいうのか何かわかりませんが、指定寄附に当たるようなことを、内々にはこんなことでお願いしますよという漠然たる、例えば福祉関係のほうにお使いくださいとかね、そういう寄附の受け方というのは、僕はまんざらだめだとは言えないなと思っているのですが、どこそこにはっきりと位置づけて、例えば説明であった39ページですか、30万円については、観光交流センターの整備事業、エアーカーテンの取付工事については、寄附者の希望だからここに付ける。何が言いたいかというと、商工観光に使って下さいという話ではなくて、そこに付けるというふうに説明があったように、私は今の説明を聞いているわけですよ。それが、もう1つは先ほども言ったように、女満別高等学校教育振興協議会補助金ね、教育振興協議会の補助金に50万円、こういうことを強調してしまうと、善意は善意としてわかっているのですが、指定寄附という取り扱いについて、どのような見解を持っているのか、私はちょっと心配になってきているのですよ。善意は尊重しなければいけないのですが、こういうやり方が本来的にいいのかどうかということですよ。それだったら、直接寄附してもらったほうがいいのかと。端的に言うと。その団体にね、という考え方も出てくるのですよね。メルヘンに関しては、指定管理者に寄附するというやり方もあるかもしれませんが、あるいは、施設ですから町がやっぱり、基本的には町有の施設だからという考え方もあるかもしれない。さまざまな考え方があると思うのですよ。それで、考え方をちょっと聞きたいのですよ。いいことだから、寄附して、

その善意を一番届けたいところに届けて何が悪いのだという、その一般論の話ではなくて、事務処理上の扱い方として、果たしてどうなのか。行政執行上ですね。その辺を、ちょっとお聞かせ下さい。

3点です。

◇議 長 日程第11、議案第46号 平成23年度大空町一般会計補正予算（第2号）の質疑の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時00分。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第46号の議事を続けます。

松野学校管理課長。

◇学校管理課長 それでは、私のほうから、小島議員から御質問がございました議案書41ページ下段のほうにございます、女満別学校給食センター管理運営費456万7,000円の補正について、御説明をさせていただきたいと思います。

補正の内容でございますが、学校給食センターの管理運営費456万7,000円のうち、燃料費としまして、これはガス代でございますが、346万5,000円、それから光熱水費、これは電気代でございますが、110万2,000円の補正をするものでございます。いずれにいたしましても、議員が御指摘のとおり、このような時期にこのようなことになり、お願いをするわけでございますが、まず給食センターの施設につきましては、昨年12月に完成いたしまして、本年、年明け早々、試験操業等を行いながら、1月下旬から本格の操業をしている状況にございまして、平成23年度の当初予算要求及び積算の時期におきましては、それら等の実績等が十分把握できなかったような時期にございまして、このような結果に至った一抹もあるかと推測をするものでございます。

さらに、そのような状況の中で積算をするわけでございますが、設計会社の資料等を参考にさせていただきながら、それらを積算してきたわけでございますが、それらの積算につきましても、事務の段階の素人ではございますけれども、その精査が十分に至っていないくて、このような結果になったのかなと、反省をしているところでございます。

積算の根拠は、まずガス代でございますが、これにつきましては新しい給食センターに、それぞれ機械器具を設置してございます。それらの稼働状況等の予想を、設計会社等の資料等を参考にしながら積算したような状況にございますが、その後稼働いたしまして、実績が判明しているような状況でございまして、それが月額にしますと約50万円になるわけでございます。したがって、それらを通年にしますと、12カ月分となりますと不足が生じることから、今回補正をお願いするも

のでございます。その額が、ガス代は346万5,000円ということでございます。

同様の内容でございますけれども、電気代110万2,000円につきましても、オープンの時期から考えまして、実績の数値の把握が不十分ということで、これも設計担当の資料等を参考にさせていただきながら予算要求をしたところでございますが、これらにつきましても実績の額が徐々に出てくる中で不足が見込まれることから、補正をお願いするところでございます。電気代は、当初は月額23万円で見えておりましたが、月にしますと9万2,000円程度増額をさせていただきまして、今回、通年としての110万2,000円の増額補正をお願いしようとするものでございます。

いずれにいたしましても、新施設にかかわり予算要求の見通しが立ちにくいとはいえ、当初予算計上に当たり、積算基礎の精査が不十分であったことと、今の時期に及んでこのような結果を招き、大変御迷惑をおかけしていることを深くおわび申し上げます。今後、新施設にあっても電気料の使用につきましては節約に努めますとともに、その使用の推移については十分意を払ってまいりたいと考えておりますし、あわせて、教育の現場でございますので、児童への節約指導等にも当たってまいりたいと思います。

何とぞ御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

◇議 長 産業建設課長。

◇産業建設課長 小島議員からいただきました質問の、35ページの土地の売払収入、町営牧野売払代の関係でございますけれども、この部分につきましては、前段町営牧野の廃止の中で議決をいただいた部分でございますけれども、その中の3牧野あるうちの中の末広牧野につきましてはのものです。

この末広牧野につきましては、5名の方がおられまして、その利用組合から、この末広牧野について売り払いの、払い下げの要請がまいってきております。その関係でこれまで、売り払いの関係につきまして調整を、順次手続等を、交渉等をさせていただいてきております。その中で、金額的な面で順次進めてまいってきておられまして、その関係で今回、収入の補正をさせていただくということでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今回、補正の中で牧場の測量調査の経費を補正の中に盛り込んでおります。今後、測量調査をした中で面積の確定をさせていただいて、面積が確定した段階で金額等の確定をしていくということで、その後、9月の定例会におきまして財産の売り払いの議決をいただくというようなことで、現在考えているものでございます。この売り払いの関係についての契約等につきましては、まだ原案をつくっているわけではございません。これからの作業として、手続等に入っていきたいというふうに考えております。

先ほど言われました売り払いに伴いまして、現状のまま利用していただきたいという、こちらの、町としての考え方、そのまま利用していただきたいという思いはこちらのほうもでございますけれども、契約の条文の中にそれをどう盛り込んでいく

かというようなことにつきましては、今後の協議、相手がございますので、双方協議した中で合意のもとに、どのような形になるかということで、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、その辺、御了解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 同じ35ページの、一般寄附金99万9,000円の補正の関係でございます。

寄附金には、指定寄附金と一般寄附金がございます。今回寄附をいただいた4件、100万円につきましては、一般寄附金でございまして、いずれもふるさと応援寄附金でございます。ふるさと応援寄附金は、希望する寄附金の使いみちということで、森林資源の維持、保全及び整備事業、それから高齢者が健康でいきいきと暮らす事業、未来を担う子どもたちを育む事業、それから魅力ある観光地づくりに関する事業、その他、これは寄附者が事業を指定する場合です。あと、特に指定しないというような項目があり、いずれかの項目を選択していただいております。使いみちが具体的に示されているわけではございません。指定寄附ということになりますと、議員が説明のとおり税額控除とならない場合もあります。私どもも、その辺を内部で十分議論しております。貴重な浄財を寄附したのに、本人のせっかくの心遣いを台なしにするという場合もありますので、その辺も寄附者には説明をさせていただいておりますし、使いみちにつきましては、今申し上げた分野を指定していただき、およその意向をお聞きしますが、使いみちにつきましては一般寄附金ということなので、あくまでも町の判断で決定して一般財源化したり基金に積んだり、今回のようにメルヘン観光交流センターのエアーカーテンなどや女満別高等学校教育振興協議会に助成するということを決めているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 議長、質問を続行するに当たって、一問一答方式でやってよろしいのでしょうか。

最初の給食センター管理運営費について、答弁をいただきました。もっぱら素人がやっていたから、しかも試験的に年明け早々やってきたデータだけでは不足していて、こんなことになりましたという、陳謝めいた答弁もいただいたところでありますけれども、これだけ大きなことを行うに当たっては、この事業については前期の厚生文教常任委員会でも十分議論した経緯があるのですよ。金額までは示されなかったですけれども、相当額のガスについては増えるという見解も示されましたし、もろもろ、電気の関係も増えてくるだろうというようなことの説明も行われていたのですよね。私は、そういう記憶をしているのです。当時、厚生文教常任委員会に所属しておりましたから。

それが、今のお話を聞くと、そういう引き継ぎがなされているのかなされていないのか、よくわからぬような話の答弁になっておりますけれども、そんなことでは今後、予算の積算根拠を出すのにすべて疑わなければならないということになりかねない答弁ですので、ましてや、私は総務文教厚生常任委員会に所属しておりませんが、この所管の補正予算を組むに当たって、所管の常任委員会に何らの報告もしていないというふうに聞いております。そんなことで、果たして、責任ある予算措置をしたということにならないのではないかとということで、余り長くやりたくはありませんが、そのことについてもう一度ですね、これは課長というよりは教育長の判断でしょうから、教育長にお聞きしておきたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 女満別学校給食センターの管理運営費に係ります、このたびの燃料費、光熱水費の補正につきましては、先ほど課長のほうから理由について御答弁を申し上げましたとおり、過少の積算であったということでございます。関係する設計屋さん等の、業者さんのデータに基づいて、それらを参考としながら積算をして、当初予算として計上したわけでありまして、今思いますと、例えばガス代の単価なんかにつきましても、経済産業省が示している地域別のそういう単価というものがあるのですが、それらの研究等が当初から十分ではなかったと、そのように思っております。1月からの実績ということで、当初予算の積算のときには、それが反映できないという事情があったにせよ、余りにも過少な見積もりであったということについては、深く反省をしているところでございます。

また、大きな金額の補正をするのに当たって、所管であります総務文教厚生常任委員会のほうへの説明の部分も怠っていたという部分については、大変申しわけなく、反省しているところでございます。

今後、適切な単価、適切な予算積算というものに十分意を払ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今のことで、教育長の答弁で基本的に了としたいと思っております。今までの例からいうと、随意契約であったものを、ガスに関しては入札をしたという話を聞いております。この入札というのはどういう意味なのかよくわかりませんが、おそらく単価にかかわる入札をしたのだらうと。その時点で既に、当然根拠があるものの数字を把握しておかないと、入札行為すらできないわけですから。その答弁は要りません。今後は気をつけて進めていただくということで、所管の常任委員会に対する陳謝もあったので、私はこの件については議長、よろしいので、2点目へいきます。

2点目、売り払い代についてですけれども、牧野のですね、現状の利用でいくの

だということで、条件はつけていますよと。9月の定例会で、売り払いの議決を正式にしたいと。それまでに、契約の内容を検討したいということでございますので、私の質疑の趣旨を受けとめていただいて、例えば、買い戻し特約なども検討していただいて、条件等がそぐわないことについては、何らかの対処ができるような仕組みの契約にしていだきたいものだ。なぜ、こんな厳しい言い方を言うかということですね、公募をするのが原則なのに、私も産業建設常任委員会におりまして、公募を容認したいきさつがあります。過去の経緯の説明を受けたからね、なるほどなと。それならやむを得ないでしょうというふうに了としたいきさつもあるだけに、そのほかの人も、ほしいという人が出てきたときに問題が、不公正になったり不公平にならないような取り扱いをしないと、大変なことが起きるのではないかなと心配もしています。

当然、農業委員会との協議も恐らく済んでいるだろうと思いますので、その辺について、ちょっとだけお答えがあればお伺いして、この2問目は、とりあえず終わりたいと思っておりますが、お願いします。

◇議 長 伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの御質問ですけれども、現状のままの利用というようなことで、その部分につきましては、9月までの中で十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

また、今回、収入の部分で価格を出させていただいておりますけれども、その中の部分につきましては、農業委員会の参考資料ということで、価格ということで、いただいた中で調整もさせていただくというようなことで順次進めてまいっておりますので、その辺を御理解いただきたいなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 すいません、今の答弁で不満ということではなくて、もうちょっと突っ込んで答弁してもらいたかったのですよ。なぜかといったら、農業委員会ということをやわざわざ言ったのはですね、これは農地には変わりはないですね。草地を、だから私は、例えば畑に転換する云々という話を、聞き方をしましたけれども、農業委員会ということを持ち出した場合には、農地のあっせんの行為にも関係しますから、値段の根拠を農業委員会に聞いたというよりは、その辺の関係協議は進んでいるのですかと。それ以上は、僕は中身についてはどうのこうの言いませんから、済んでいるのですかということだけ聞いておきます。

◇議 長 伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの御質問ですけれども、公共牧場ということで、農地法でい

きます農地とは別でございまして、農地は農地、草地の部分につきましては採草放牧地ということで、農地以外の土地というようなことに現在なっております。その関係で、調整の関係につきましては、町として価格を押さえられないという状況があつてですね、その辺の調整をさせていただいているということで、農業委員会の関係でお願いをしたということで、手続等については、これからということになります。

よろしくお願いいたします。

(何事か言う者あり)

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今の答弁だと、採草地だから農地に入らないという見解を示されたのですが、農地以外に非公式にお尋ねしたら、そうではないよという話があったものですから、僕は、ちょっと確認だけなのです。そのぜひは、今後の問題ですからね、重要な問題にしたいわけではありませんので、確認だけしたのです、私は。その辺をちょっと、整理して答えてください。

(何事か言う者あり)

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時22分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11の議事を続けます。

伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいま私が申し上げました、認識不足の弁がありまして、牧場につきましては公共牧場から、先ほど廃止ということで普通財産のほうに落とさせていただくということで、その関係で牧場についても農地になるということで、私の認識不足で、大変失礼いたしました。

今後、9月までの間に手続等をさせていただいて、9月に売買の議決をいただくというようなスケジュールでまいっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今のことはそれで結構ですので、十分いろいろなことを勘案して、問題のないように契約に当たっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

最後の、指定寄附か一般寄附かの答弁なのですが、何か、よそごとのように、ふるさと応援寄附金だから一般寄附金なのですよと軽く答弁されてしまったの

ですけれども、私の聞き間違いでなければ、指定寄附であるかのような答弁をしたことが問題だということを指摘しているわけでして、指定寄附金でない、ふるさと応援寄附金だったから一般寄附金ですよということだけでは、事が足らないと私は思っておりますので、これは町長になんて答弁を求めるよりは、副町長でいいと思いますので、この答弁のあり方を聞いているわけですから、誤解がある答弁をしてしまったということについて、何か御意見があったら伺っておきたいと思います。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただいまの小島議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、総務課長のほうから寄附者の意向を考慮してという形で説明させていただいたということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 それで終わりにしたかったのですけれども、考慮してというのは、いろいろ言い方があるのだけれど、私があえて……。そんなことで、長話をしたくありません。寄附者の意向を受けてというのは、どんな場合でもそうですよ。だけど、予算化するときに、歳出で、ここにしますというときの説明の仕方を間違えると誤解を生むのですよと言っているのですよ、僕が言っているのは。その点については、ちゃんとやったのに、お前は何を聞いているのだという話にしか聞こえない答弁をされては困ると言っているのですよ、僕は。議会軽視だよ。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 ただいま、小島議員のほうから、多少おしかりを受けたなというふうに思っております。

誤解のない答弁に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

まことに申しわけございませんでした。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。

4番、松田信行議員。

◇松田議員 2点ほど確認させてください。

35ページ、歳入の部分で、15款 道支出金の項目なのですからけれども、戸別所得補償制度推進事業補助金294万6,000円、これは課長の説明では、データの入力整備ということで説明を受けたのですけれども、歳出において、39ペー

ジ、同じくその農林水産業費の中に、戸別所得補償制度対策事業という、これは同じ事業目的の項目だろうと思うのですが、171万4,000円、この差額の意味が、ちょっと理解できないので教えていただきたい。

それと、もう1つ、同僚議員のほうから、今、女満別学校給食センターの部分のことについて、管理運営費について質問がありましたけれども、せっかくですので、女満別小学校についても、私は積算の云々ということには特化しないで、何が原因だったのか、具体的に説明していただければ、特に女満別学校給食センターの場合は、ガス代というのはわかりますけれども、女満別小学校においてはどうか。具体的に説明いただきたいと思います。

以上、2点をお願いいたします。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 今回の御質問の、戸別所得補償制度推進事業補助金が、294万6,000円、歳入で入っております。歳出では、大空町農業再生協議会のほうに171万4,000円が支出されるということでございます。それで、先ほども説明したように、171万4,000円につきましては、事務に係りますJAめまんべつ、JAオホーツク網走に対しての、圃場管理の委託、それから旅費と事務費が補助金で出ております。その他の出てきておりません123万2,000円につきましては、町の職員の人件費に充当してございます。賃金ですね、職員を雇っておりますので、嘱託職員ですね、99万2,000円が賃金、そして時間外勤務手当が24万円ということで、人件費のほうに充当させていただいております。

◇議 長 松野学校管理課長。

◇学校管理課長 それでは、松田議員のほうから御質問がございました、41ページの女満別小学校管理費のうち、光熱水費379万2,000円の状況でございますが、背景は、先ほど説明させていただいたような背景もございますが、さらに女満別小学校の場合の電気代の構成といたしまして、旧屋内体育館は現在も使用しております。屋内体育館の部分と、それから渡り廊下、それに付属するトイレ等々の施設が、まだ引き続き稼働しているものですから、それらの電気代が必要な部分と、それから校舎でも通常の、例えば照明灯の電気代もありますが、それらとはまた別に、電気暖房、暖房の部分の電気代も考慮しながら積算をさせていただいておりますが、その中でまず通常の、新校舎部分の照明部分等の主たる電気代部分についてはよろしいのですが、校舎の電気暖房の部分につきまして、設計の参考資料等をもとにしますと、かなり高額になることから、これも僭越ではあったのですが、事務の段階で多少減額させていただいたのが1点でございます。

それと、もう1点が屋内体育館の部分でございますが、当然屋内体育館の部分しか使わないと。教室の部分は使わないから、当然、基本料金等も減額になるという、予算積算段階での見解であったのですが、現実には北海道電力等にかかけ合いますと、

それは基本料金の変更には至らないということから、それらが大きく増額となっている理由でございます。この関係につきましても、先ほどの小島議員同様ですね、そのときの積算について十分な精査を行わず計上したことについては、深くおわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 小学校のことについては、理解できました。

もう1つ、その差額の部分です。職員の人件費。では、その項目というのは、どこで受けているのでしょうか。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 それは、歳出の項目を財源振替しておりますので、例えば、先ほど人件費で24万円と出てきましたけれども、42ページの補正額の財源内訳という欄を見ていただきますと、国、道支出金で24万円と入っていると思いますけれども、こういう形で財源振替をして、要するに、職員の給与費については既に予算化されておりますので、歳出予算に出す必要がないので、こういう場合は既定の予算に充てるということで、財源振替をして対応しているということなので、同じく、賃金についても同じなのです。農業費のほうに、これは、ほかのやつも入っておりますけれども、国、道支出金に270万6,000円というのがありますので、そういう財源振替をして財源調整をして、やっておりますので、そういうふうに御理解していただきたいと思います。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第46号 平成23年度大空町一般会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号 平成２３年度大空町一般会計補正予算（第２号）は、
原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第４７号

◇議 長 日程第１２、議案第４７号 平成２３年度大空町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４７号 平成２３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第１号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４７号 平成２３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予
算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第４８号

◇議 長 日程第１３、議案第４８号 平成２３年度大空町介護サービス事業勘定特別
会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
日下福祉課参事。

◇福祉課参事 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成23年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 平成23年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第49号

◇議 長 日程第14、議案第49号 平成23年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阿部建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成23年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 平成23年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第50号

◇議 長 日程第15、議案第50号 平成23年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阿部建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第50号 平成23年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号 平成23年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16

◇議 長 日程第16、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。
大空町長から平成23年6月3日づけで、本年7月19日に任期満了となる大空町農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づき、大空町議会へ農業委員会委員の推薦依頼がありました。
お諮りします。議会が推薦する農業委員会の委員は2人とし、推薦の方法につきましては、指名推選の方法によりたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、議会において推薦する農業委員会の委員は2人とし、推薦の方法は指名推選によることに決しました。
お諮りします。指名推選の方法は、議長において指名することにしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、指名推選の方法は、議長において指名することに決しました。
暫時休憩します。

（指名者名簿配付）

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会において推薦する農業委員会の委員に、ただいまお手元に配付しました推薦書のとおり、岡内祐一氏並びに苦米地正幸氏を推薦したいと思います。

お諮りします。議会において推薦する農業委員会の委員に、岡内祐一氏並びに苦米地正幸氏を推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、議会において推薦する農業委員会の委員に、岡内祐一氏並びに苦米地正幸氏を推薦することに決しました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第51号

◇議 長 日程第17、議案第51号 平成23年度大空町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成23年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成23年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、

原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第7号

- ◇議 長 日程第18、発議第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2012年度予算編成に向けた教育予算確保・拡充を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

- ◇近藤議員 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2012年度予算編成に向けた教育予算確保・拡充を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2012年度予算編成に向けた教育予算確保・拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 報告第3号

- ◇議 長 日程第19、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。

伊藤産業建設課長。

- ◇産業建設課長 (専決処分報告)

- ◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第20 報告第4号

◇議 長 日程第20、報告第4号 平成22年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、平成22年度繰越明許費繰越計算書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成22年度繰越明許費繰越計算書の報告については終わります。

◎日程第21 報告第5号

◇議 長 日程第21、報告第5号 平成22年度財団法人女満別青少年育成事業協会の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成22年度財団法人女満別青少年育成事業協会の経営状況については終わります。

◎日程第22 報告第6号

◇議 長 日程第22、報告第6号 平成22年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

福田産業課長。

◇産業課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成22年度財団法人めまんべつ産業開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第23 報告第7号

◇議 長 日程第23、報告第7号 平成22年度大空町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 （提案理由説明）

◇議 長 これで平成２２年度大空町土地開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第２４ 報告第８号

◇議 長 日程第２４、報告第８号 平成２２年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これで平成２２年度株式会社東藻琴芝桜公園管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第２５ 報告第９号

◇議 長 日程第２５、報告第９号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 （例月出納検査報告）

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から、発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 第２回の大空町議会定例会の閉会に当たり、私から一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

今回の定例会におきましては、一般質問を３人の議員の方からいただきました。

また、補正予算なども提案させていただき、いろいろな御意見、御指導をいただいたところであります。

一方、役場の内部的には５月３１日で平成２２年度の会計を締め切って、現在、決算の作業に入っているところであります。概要について、この機会に少し申し述べさ

せていただきたいと思います。まだ具体的に数字を固めたわけではありませんので、概数ということでお聞き及びをいただきたいと、そのように思います。歳入は、約9億3,000万円、歳出は9億2,000万円、収支差引は1億2,000万円という状況であります。繰越明許費が3,000万円ほどこの中に入っているという状況でございます。また、投資的経費につきましては、約2億1,000万円の普通建設事業などの事業を、平成22年度にさせていただいたところでございます。さらに、町債の残高の状況でありますけれども、平成22年度末では全会計をあわせまして、1億7,400万円ということで、対前年度から見まして、1億5,700万円ほどの減額といえましょうか、残高の減少というふうになってございます。女満別小学校など大型の事業を行って、起債の借り入れもあったわけでありまして、若干減らすことができたというような状況であります。

一方で、基金の状況でありますけれども、平成22年度末残高で約3億3,000万円、対前年比で7億3,000万円の増額というような状況になろうかと思っております。

このような状況から、実質公債費比率3カ年の平均は、おおよそ18.0%程度になると、そのように現在見込んでいるところであります。

このように言いますと、ある程度の事業を実施しながら借金の残高を減らし、積立金が積み立てられているということから見れば、健全な方向に向かってきているという見方もあるかと思いますけれども、これは普通交付税、特別交付税などの交付税が、この平成22年度で大きく伸びてきているという要因にあります。平成22年度は、4億2,000万円の交付税の歳入となりました。これは、対前年度から比較いたしまして2億8,500万円ほど増えているという状況にあります。

しかし、こういった地方に向けての交付税のある程度の額の確保といいますのは、平成23年度、今年度ぐらいまでではないかと、そのように受けとめております。国の借金残高が伸びてきている、さらには社会保障費の伸びということも大きな課題になっている中、さらに3月に起きた大震災、その復興に向けての予算確保というものも、今後財源を確保していかなければならないということになろうかと思います。

今回、一般質問など、また、予算の審議などを通じて、議員の皆様からいろいろな御意見、一般質問の内容などをいただいたわけでありまして、そのほか、地域審議会などでも町民の皆さんから、多数の要望などもいただいているわけでありまして、今後、こういう財政状況を念頭に置きながら、十分その効果でありますとか優先度というものをさらに、今まで以上に精査をしながら取り組んでいかなければならないのではないかと、そういう気持ちを今、私自身が持ちながら財政の経営を、町の経営をしていきたいと、そのように考えているところであります。議員の皆さんからの御指導を、これまで以上にお願い申し上げて、今回、この第2回の定例会で御指導いただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◇議 長 平成23年第2回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時01分